

# 第四部 社會事業

概 説 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	五七	第一節 住 宅 ······ ······ ······ ······ ······ ······	六一五	第一節 少年審判所の保護處 分 ······ ······ ······ ······ ······ ······	六九
<b>第一篇 社會事業行政 ······ ······ ······ ······ ······</b>	<b>五七</b>	第二節 公設質屋 ······ ······ ······ ······ ······	六一六	第二節 全國感化教育現況 ······ ······ ······ ······	六九
<b>第一章 社會事業行政一般 ······ ······</b>	<b>五七</b>	第三節 公設市場 ······ ······ ······ ······ ······	六一七	第三節 少年保護運動 ······ ······ ······ ······	六九
<b>第一節 社會事業行政機關管掌事務 ······ ······</b>	<b>五七</b>	第四節 公設食堂 ······ ······ ······ ······ ······	六一七		
社會事業行政費並公的施設費 ······ ······ ······	六〇〇				
<b>第二章 私營社會事業 ······ ······ ······ ······</b>	<b>六〇〇</b>	<b>第五章 醫療保護事業 ······ ······ ······ ······</b>	<b>六一九</b>	<b>第四章 司法保護事業 ······ ······ ······ ······</b>	<b>六一八</b>
<b>第一節 私營社會事業統制 ······ ······</b>	<b>六〇〇</b>	第一節 無產者診療 ······ ······ ······ ······	六一九	第一節 概 觀 ······ ······ ······ ······	六一八
<b>第二節 私營社會事業の經費 ······ ······</b>	<b>六〇一</b>	第二節 施療病院及診療所 ······ ······ ······	六二〇	第二節 司法保護事業研究會 ······ ······	九八
<b>第三節 私營社會事業と獎勵助成 ······ ······</b>	<b>六〇一</b>	第三節 特殊施療施設 ······ ······ ······	六二〇		
<b>第二篇 社會事業施設 ······ ······ ······</b>	<b>六〇一</b>	第四節 其他の醫療事業 ······ ······ ······	六二一	<b>第四篇 社會教化事業 ······ ······ ······</b>	<b>六〇一</b>
<b>第一章 救護事業 ······ ······ ······</b>	<b>六〇一</b>	<b>第一章 妊產婦並乳幼兒保護 ······</b>	<b>六三</b>	第一節 社會教育 ······ ······ ······ ······	六〇一
<b>第一節 救護法による救護 ······ ······</b>	<b>六〇一</b>	第一節 婦人保護 ······ ······ ······	六三	第二節 教化事業 ······ ······ ······ ······	六三
<b>第二節 方面委員 ······ ······ ······</b>	<b>六〇一</b>	施設 ······ ······ ······ ······	六三	第三節 隣保事業 ······ ······ ······ ······	六三
<b>第二章 失業保護事業 ······ ······ ······</b>	<b>六〇九</b>	<b>第二章 乳幼兒保護運動 ······ ······</b>	<b>六三</b>	第一節 婦人保護 ······ ······ ······	六三
<b>第一節 職業紹介事業 ······ ······</b>	<b>六〇九</b>	第二節 貧兒保護事業 ······ ······	六三	第二節 融和事業行政及施設 ······ ······	六三
<b>第二節 失業救濟事業 ······ ······</b>	<b>六一</b>	施設 ······ ······ ······ ······	六三	第三節 融和事業運動 ······ ······ ······	六三
<b>第三章 経済的保護事業 ······ ······ ······</b>	<b>六一三</b>	<b>第三章 兒童保護事業 ······ ······ ······</b>	<b>六三</b>	<b>第四章 融和事業團體 ······ ······ ······</b>	<b>六三</b>
<b>第一節 失業共濟事業 ······ ······</b>	<b>六一三</b>	第一節 妊產婦並乳幼兒保護	六三	第一節 少年審判所の保護處 分 ······ ······	六九
<b>第二節 その他の保護事業 ······ ······</b>	<b>六一四</b>	施設 ······ ······ ······ ······	六三	第二節 全國感化教育現況 ······ ······	六九
<b>第四章 不良兒保護事業 ······ ······ ······</b>	<b>六一八</b>	<b>第二章 兒童虐待防止事業 ······ ······</b>	<b>六三</b>	第三節 少年保護運動 ······ ······	六九
<b>第一節 兒童虐待防止事業 ······ ······</b>	<b>六一八</b>	第一節 不就學兒童 ······ ······	六三		
<b>第二節 欠食兒童保護 ······ ······</b>	<b>六三</b>	第二節 欠食兒童保護 ······ ······	六三		
<b>第三節 少年職業紹介 ······ ······</b>	<b>六三</b>	施設 ······ ······ ······ ······	六三		
<b>第四節 不良兒保護事業 ······ ······</b>	<b>六三</b>	第二節 兒童虐待防止事業 ······ ······	六三		

# 表計統(業事會社) 部四第

第一表 社會事業施設累年表

第二表 社會事業費統計

第三表 職業紹介統計

其一 職業紹介所經營主體別數

其二 職業紹介所一般職業紹介數月別表

其三 職業紹介所業態別職業紹介數

其四 日傭勞働者職業紹介數月別表

其五 傣給生活者職業紹介所件數月別表

其六 營利職業紹介數月別表

第四表 住宅統計

其一 住宅組合統計

其二 共同宿泊所統計

其三 借地借家調停件數月別表

第五表 公設市場統計

第六表 公設質屋統計

第七表 公設食堂統計

第八表 公設浴場統計

第九表 少年審判所保護處分統計

第十表 起訴及刑執行猶豫保護狀態調

## 概 説

昭和八年に於ける我國社會事業は、前年と同じく極度に窮乏化せる農村の救濟をその中心任務となせるものと言ふことが出來やう。

昭和七年度に於て農村救濟の應急的諸施設が實施せられたが、もとよりそれ等の諸方策をもつてしても農村不況の打開はなし遂げられはしなかつた。從つて政府は本年も時局匡救のための諸施設實施に力を注がざるを得なかつたのである。即ち本年も政府は七百二萬九千餘圓の經費を支出して失業應急事業を繼續せるのを初め、醫療救護費百二十萬圓、欠食兒童給與に要する經費八十八萬圓等を支出して夫々各事業の經營を行つた。更に本年は兒童虐待防止法並に少年教護法の兒童保護關係の二法律が制定され、前者は本年十月一日より實施されて兒童保護事業の上に一大光明が投ぜられる事となつた。

以上昭和八年に於ける特徴的な社會事業は何れも社會事業の公的部面であつて、私營社會事業は近年經濟界不況の影響によつて經濟的に多大の打撃を受けてから不振の狀態を續けてゐる。經濟保護と失業救濟及防止の事業を除いては、その施設數に於て遙に公營のそれを抜いてゐるのであるが。

尙近年左右兩翼の無產團體が社會事業の分野に積極的に進出しつゝある事は注目に値する。即醫療事業方面への無產者醫療の進出、兒童保護事業への勞農救援會の進出など特にめざましきものがある。

# 第一篇 社會事業行政

## 第一章 社會事業行政一般

### 第一節 社會事業行政機關管掌事務

社會事業行政事務は中央にあつては、主として内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及び主要都市に於ける社會課に於てそれぞれ事務規定に従つて管掌してゐる。社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

#### 内務省社會部分掌事務

保護課 一、罹災窮民救助其他恤救に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、農災救護殘務に關する事項。

福利課 一、住宅の供給改善に關する事項。二、公設の浴場質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利增進に關する事項。三、社會教化に關する事項。

職業課 一、職業紹介其他失業救濟及防止に關する事項。二、失業保險の調査に關する事項。

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救濟、軍軍救濟、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋浴場、市場

食堂、宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勤、社會教化、職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等である。

又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴つて、管理事務の範圍が次第に擴張されて來た。現在市營事業の主なるものを舉ぐれば、窮民救恤、救療、職業紹介、公益質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、產院住宅供給、授產場、隣保事業等である。

次に本年に於ける政府の社會事業實施方針を示すものとして本年に本年十月五日思想對策委員會で可決され同月六日閣議にて正式に承認された社會政策具體案とを掲げて置く。

### 1、内務大臣訓示概要並に指示

**内務大臣訓示概要**——過般帝國が國際聯盟を離脱するに就きまして、畏くも、大詔を渙發せられ、國民の嚮ふべき所を昭示あらせられましたことは、聖慮宏遠にして、恐懼感激に堪へぬ所であります。惟ふに、内外世局の多難なること今日の如きは、實に稀

に觀る所でありまして、政府に於ては組閣以來、銳意之が對策を講じ、只管時艱の匡救に努力して居るのでありますが、此の困難に處するに於て、その精神的基調を爲すものは、畢竟建國以來一貫せる敬神尊皇の信念に外ならぬのでありますから、諸君は深く思を此に致し益々惟神の大道を闡明して日本精神の振起に努め、民心の動向に誤りながらしめ、以て非常時克服の實を擧ぐる上に、一段の努力を致されんことを望む次第であります。

自力更生運動に關しては、幸に諸君の努力と國民の奮起とに依り、實績の見るべきものあるを致せるば、邦家のため幸慶とする所であります。しかしながら、此種の運動は、官民一致、異常の決心と不斷の努力とを以てして、初めてその成果を庶幾すべきものであり、殊に今日に於きましては、各般の社會事情も、一層本運動の普及徹底に期待すべきもの少からざる實情でありますから、諸君は之が計畫施設の萬全を期し、國民をして益々積極敢爲の精神を振起せしめ、自奮自勵、相率ゐて所期の目的を達成するに勉められんことを希望致します。

醫療救護の普及充實を圖ることは、國民の保健上並に救護上緊要の時務であります。客年八月、畏くも救療の資として、御内帑金御下賜の御沙汰を拜し、聖恩の渥きに感激致しました次第であります。政府に於ても、救療に要する經費を支出し、御下賜金と併せて救療施設の整備を期し、概ね所期の効果を擧げつゝあるのであります。が、本年度の事業實施に當りては、過去の實績に顧み一層統制宜しきを制し、非常時施設としての機能を充分に發揮し、益々聖旨の對揚に勉められんことを切望致します。

社會的施設の擴充を圖り、以て國民生活の安定向上を圖ることは、現下の世相に鑑み、特にその急務なるを認むるのであります。輓近公私の社會事業施設が、都市農村を通じ、漸次その普及を見るに至りましたことは、寔に喜ぶべきことであります。現時の社會事情を洞察すれば、尙一層是等施設の整備を要するものあることを痛感するのであります。諸君は此の情勢に顧み、更に周密なる注意を以て、是等施設の指導獎勵に力を致し、以てその

健全なる發達を遂げしめられんことを望みます。

今期帝國議會の協賛を経て公布になりました、兒童虐待防止法並に少年教護法は、兒童保護制度の上に一進展を劃するものあります。但し、就中兒童虐待防止法に就ては、本年度より之を實施すべく、目下諸般の準備を進めつある次第でありますから、諸君に於ても之が施行に關し必要な措置を講じ、同法制定の趣旨を貫徹するに遺憾なきを期せられんことを望みます。

既往數年に亘りて相當深刻を極めたる失業狀況も、各種時局匡救事業の實施、輸出貿易の進展並に軍需工業の振興に伴ひ幾分緩和を見るに至りましたが、失業者の數は、尙相當多數を算するの状況でありますので、政府に於きましては、必要ある地方に對しては、本年度に於ても、失業應急事業の起興を助成する方針でありますから、克く地方の實情を查察して適當なる處置を講する等、失業の防止救濟に關し、一層の力を用ひられんことを切望致します。

差別的偏見を打破して多年國民の間に存在する溝渠を除き、以て融和の實を擧ぐることは、是亦夙に政府の力を致しつつある所であります。近時經濟界の不況に伴ひ、一部同胞の窮迫甚しきものある實情に鑑み、特に地方改善應急施設の起興を促しつゝある所以、亦一に此に存するのであります。諸君は克く政府の意の存する所を體し、有效適切なる應急施設を實施するは勿論、融和促進に關する各般の施設に一層の努力を拂ひ、以て當面生活不安を除くと共に、進んで國民融和の目的を達成するに遺憾なきを期せられんことを望みます。

#### 指示事項——一、醫療救護に關する件 一、兒童虐待防止法に

關する件 一、少年教護法に關する件 一、軍事救護團體に關する件 一、救護施設に關する件 一、私設社會事業の指導監督に關する件 一、公益質屋に關する件 一、地方改善事業に關する件 一、國民更生運動に關する件 一、社會事業低利資金に關する件 一、職業紹介機關の普及充實に關する件 一、一般労働者失業應急事業の施行に關する件 一、職業指導の徹底に關する件 一、工業労働者最低年齢法施行に關し協力の件

#### 2、社會政策具體方策

一、失業の防止及救濟施設の擴充を圖ること。失業に對する根本對策は產業の振興、貿易の増進等により勞働需要の增加に俟つべきは勿論なりと雖も左の如き失業の防止及救濟に關する各種の施設を講ずるの要あり。

(1) 職業紹介機關の普及整備を圖りその機能を充分發揮せしむること。(2) 各種の官公營事業の施行に當り能ふ限り失業の防止及救濟に有効ならしむる様努むること。(3) 失業救濟を目的とする各種土木事業等の起興を獎勵助成すると共にこれが補充としていはゆる失業共濟施設に對する助成の途をひらき以て失業労働者救濟の實を擧ぐること。(4) 知識階級の失業防止及び就職難緩和のため教育制度の刷新改善を考慮すること。(5) 勞働者解雇の場合に於て失業中の生活を保障すべき施設を考慮すること。(6) 移植民を獎勵すること。

#### 二、疾病の豫防及び救護施設を普及すること。(1) 健康保險

制度を擴張し工場鑛山以外における労働者をも包括しがつ家族給付を認むること。(2) 中小商工業者、農民、給料生活者等に對する疾病保険制度の創設を考慮すること。(3) 救療または輕費診療施設を普及せしむること。(4) 醫師の在住せざる農漁山村地方に對し公費による醫師の設置を獎勵助成すること。(5) 庶民間に蔓延してその危害激甚なる疾患に對して特にその豫防施設を充實すること。

三、その他の防貧救貧施設を擴充すること。(1) 現行施設の下において尙救濟を得ざる生活困窮者に對し公費による生活救助を考慮すること。(2) 方面委員制度の普及を圖り要保護者に對する救護並指導教化の徹底を期すること。(3) 各種社會事業團體に對し一層指導監督並助成を加へその活動を充分ならしむること。

四、勞資關係改善及労働者保護施設の促進を圖ること。(1) 勞資間の融和協調を促進すべき施設を獎勵すること。(2) 労働爭議調停制度の改善に依り労働争議の激化を防止すること。(3) 勞働者保護立法乃至施設の擴充に努むること。

五、人口問題の調査研究を爲し適切なる對策の樹立に努むること。

## 第二節 社會事業行政費並公的施設費

第五十二回統計年鑑によれば、最近五ヶ年の社會事業行政費並に公的施設費及社會事業を目的としたる道府縣市町村債は次表の通りである。

事業名	公設	私設	計
(イ) 社會事業に関する機關	二六三	七六〇	九四三

昭和六年度の内務省所管社會事業施設數は第十二回社會事業統計要覽によれば五、三二二であつてこれが公私類別は左表の如くである。

内務省所管總額	社会事業費(単位千圓)				
	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
道府	七九、一六九	三、二六一	三、三〇三	二〇、九七一	九、四三三
縣	六、四八四	四、六六六	三、三三七	一五、四九三	四、六三〇
市町	一	二八、一〇四	二四、四五三	二五、四三九	一四、〇三六
村	全、六五三	空、九八一	六二、〇九三	三五、一〇六	二六、〇七九
計					

備考 内務省所管總額中、昭和八年度は豫算、七年度は現計、他は決算である。道府縣市町村の昭和八年度並びに六年度は豫算、七年度は現計、他は決算である。

社會事業關係地方債(同上)

道府縣	昭和六年度				
	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度
市	三、三三	二七八、二二三	一四〇、三五	一三四、八四九	一三四、四六一
町	六六、八八〇	六三、四〇六	西、五九	五一、九九	四七、六四七
村	七七、八五〇	七七、八五〇	七三、三三九	八三、西三	八三、五三
計	一七八、二二三	一四〇、三五	一三四、八四九	一三四、四六一	一三一、一七五

## 第一章 私營社會事業

### 第一節 私營社會事業統制

(ロ) 児童保護 計 四八八  
 (ハ) 経済保護 計 四四七  
 (ニ) 失業救済及防止 計 二五三  
 (ホ) 救護 計 二九一  
 (ヘ) 医療保護 計 二七〇  
 (ト) 其他 計 一〇一  
 計 一、七三七

以上についてみれば私設は公設の約二倍の經營數を示し、經濟保護と失業救済及防止を除いて私營は各種事業に亘つて斷然優位を示してゐる。

私營社會事業は各々官廳の監督を受け、各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。これらの連絡統一機關は私設四二にて公設のものは存しない。而して近年大阪、東京、京都、廣島、岐阜、千葉、兵庫、三重、鹿兒島、福井、德島の各府縣に私設社會事業聯盟が結成され、昭和四年以降之等府縣單位の聯盟が相寄つて逐次西日本、關西、東日本の各私設社會事業の三大地方聯盟が組織された。次て昭和七年中には更に之等地方聯盟の所屬構成聯盟として石川、奈良、栃木、富山、宮城、茨城の各縣に私設聯盟が創立された。而して昭和六年には右三大地方聯盟を包括する全日本私設社會事業聯盟の結成をみた。同聯盟は私設社會事業の特色を發揮し、私設團體本來の使命を達成せんが爲めに協會の事業及運動をなすを以て目的として居り、その加盟團體は八百に達してゐる。以上の私設社會事業の聯盟の外に公私社會事業を打つて一丸とせる中部日本社會事業聯盟がある。同聯盟は靜岡、三重、

愛知外中部日本の十縣から成るものである。

## 第二節 私營社會事業の經費

社會局の第十二回社會事業統計要覽によれば、昭和六年度公私別社會事業經費は、公設にあつては八、八九七、三四三圓にして、私設三二、八七二、一九五圓となつて居り、之を事業別に示せば次の如くである。

事業名	公設	私設	計
(イ) 社會事業に関する機関	五七〇、〇一九	四、〇八〇、九三七	四、六五〇、九三七
(ロ) 児童保護	一、三三、三一五	二、四一三、六四四	三、六三五、九五九
(ハ) 経済保護	?	?	?
(ニ) 失業救済及防止	一、七七六、九〇一	一、三六〇、二〇六	三、一五七、一〇七
(ホ) 救護	九〇三、一七三	一、四八四、九三七	二、三八六、九九九
(ヘ) 医療保護	四、一四四、六四六	六、五〇五、三〇〇	一〇、六四九、九四六
(ト) 其他	二九二、四三六	一七、〇一七、九九二	一七、三一〇、四三六
計	八八九七、三四三	三三、八七二、一九五	四一、七六九、五三六

以上についてみれば私設社會事業費は公設のそれに對し三倍以上を示してゐる。そして私設社會事業費中最高は醫療保護で最少額は失業救済及防止の項である。

### 第三節 私營社會事業と獎勵助成

一、社會事業資金、御下賜及獎勵金

畏き邊りでは紀元節の佳辰に當り恒例により事業御奨励の思召し  
から全國社會事業團體七〇四團體に對し總額金二十萬圓下賜あらせ  
られた。

團體 内務省所管——三二三團體、司法省所管——一九〇團體、  
遞信省所管——二團體、文部省所管——六〇團體、拓務省所管——  
一二九團體。

内務省の奨励——内務大臣は紀元節の佳辰に當り社會事業奨励の  
ため全國社會事業團體中特に優良なる三百十五團體に對し奨励金三  
萬四千五百圓を交付した。その團體を事業別に見れば左の如し。  
感化(五) 感化事業後援(五) 育兒(七〇) 幼兒保育(六四) 兒

童少年保護(二) 養老(二六) 施業救療(三三) 病者慰安(三) 窮

民救助(三) 職業紹介(四) 宿泊保護(四) 授產(五) 隣保事業

(二〇) 婦人保護(五) 異常兒保護(六) 貧兒教育(九) 勞働者教

育(二) 勞働者保護(四) 各種救濟(二十四) 連絡統制(六) その他

(五) 計三一五。

### 三 低利資金

大正八年度以降社會事業資金に對し大藏省預金部積立金並に簡易  
保険積立金より低利資金が融通せられてゐるが、大藏省預金部積立  
金より内務省を經て社會事業に融通せる低利資金の割當額は昭和五  
年度に於ては五一四三、〇〇〇圓、同六年度には四、九九九、〇〇〇  
圓である。簡易保険の積立金は其大部分が一般社會公共事業に對し  
て融通されてゐるが、共同宿泊所、簡易食堂、公益市場、同浴場等  
社會事業關係事業に對する融通額は昭和七年度三一、六五〇〇圓、  
昭和八年度一一七、七〇〇圓にてその内訳は左の如くである。

#### 簡易生命保険積立金貸付

公立結核療養所

四三、〇〇〇

公益質屋

九九、九〇〇

公設職業紹介所

三、三〇〇

公益浴場

二、五〇〇

計

一一七、七〇〇

## 第二篇 社會事業施設

恩賜財團慶祝<sup>1</sup>は私設社會事業助成のため紀元節を下して全國の  
私設社會事業團體中より二百十九團體を選び總額一二三、七〇〇圓  
の助成金を交付した。團體別及び之が金額は左の如くである。

一、建築設備費	五五團體
一、乳兒保護事業	一一團體
一、社會事業經營費	一五三團體
	五七、五〇〇圓
	三、五〇〇圓
	六一、七〇〇圓

救護事業といふのは官公費の救護、院内及院外救助、一般窮民救  
護、特殊救護及び方面委員の事業等を總稱するものである。  
これ等の救護に對しては從來幾多の缺陷を有してゐたのである。

が、昭和四年兩院を通過せる救護法が昭和七年一月一日より實施されるに至つて我國救貧事業の上に一新紀元が劃されるに至つた。同法は實施後救護手續の煩鎖なりしため所期の効果を擧ぐるに至らなかつたが、昨年罹災救助基金法の改正が企てられ運用上の不備が除去された。

### 第一節 救護法による救護事業

昭和八年自四月至九月救護狀況を見るに、被救護者總數は一五五、九一八人にて内居宅救護を受けたるもの一三七、三三人、收客救護を受けたるもの一八、五九五人である。之を救護種類別に見れば生活扶助を受けたるもの最も多く一三二、四二三人、醫療三、九〇一人、

昭和八年自四月至九月救護狀況調

種類	道府縣負擔			市負擔			町村負擔			計			
	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	
生活扶助費	居 收	一、三六三 八七	一四、二三三 一五、九〇〇	居 收	一、三八 一六 （六）	一〇、三六八八九 二八九、六一〇 一〇、七三六 （四、七六四）	居 收	一、三八 一六六 （三六六）	八三、一四四 二〇、六三三 三一、〇三九 （一、四五〇）	一、九〇〇、三三三 一〇、九三〇 一〇、四七〇 （六、三〇三）	一、九〇〇、三三三 一〇、九三〇 一〇、四七〇 （六、三〇三）	一、九〇〇、三三三 一〇、九三〇 一〇、四七〇 （六、三〇三）	一、九〇〇、三三三 一〇、九三〇 一〇、四七〇 （六、三〇三）
醫療費	居 收	一、三八 一六六 （三六六）	八、三六三 六、一〇五 （五、八六〇）	居 收	二八七、二五五 九〇五 （七四三）	一〇、四九五 （七四三）	居 收	七、四三一 （六、九六八）	一〇五、九六六 （六、九六八）	一、一九二 （七六）	一、一九二 （七六）	一、一九二 （七六）	
助產費	居 收	一、二 一、一〇〇 （四〇）	四、四八七 一、一〇〇 （四〇）	居 收	一、三〇 （三九）	九六	居 收	一、三八 （三三）	九六	一、三八 （三三）	一、三八 （三三）	一、三八 （三三）	

助產一、四二五人、牛糞扶助の一六九人が之に續いてゐる。

次に同期に於ける救護費總額は二、五四九、一三〇圓にて、うち生活扶助費二、二三〇、五六五圓にて最高を示し、次で醫療費三〇九、九八七圓、助產費六、二七六圓、生糞扶助費二、三〇三圓となつてゐる。而して救護方法別經費を見れば居宅救護費總額二、〇一二、〇四一圓、收容救護費五三七、〇八九圓となつて居り、之に埋葬費、救護施設、設事務費を加へた經費總額は二、六二九、四二九圓に上つてゐる。その一ヶ月平均は六三八、二三九圓となつてゐる。その他救護施設數は昭和八年三月現在九十五を數え委員總數は昭和七年末現在數二九、九五四人である。

日本勞動年鑑

六〇四

## 第二節 官公費による救護

茲に官公費による救護とは恤救規則によるもの、棄児養育米給與方によるもの、行旅商人及行旅死亡人取扱法によるものを指す。

### 1 敷恤規則による救護

最近五ヶ年間の恤救規則による救護の状態は、次表の如く救助人員に於ても救助金額に於ても遞増を示し、昭和五年度の救助人員及救助金額を前年度のそれと比較すれば人員に於て五、五九三人の金額に於て八三、一七三圓の増加となつてゐる。

恤救規則による救護累年表（第四十五回内務省統計報告）

救助人員	人	人	人	人	人
昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	
死亡廢停	九、三七	六、八六	五、一二	四、六三〇	三、四八〇
年末現在	一七、四〇三	一四、三一	三、三三	一〇、四六〇	八、五七〇
救助金額	七三七、三四〇	六四四、三二	五四九、〇〦〇	三七、九三〇	四〇一、〇四〇

### 2 棄児養育米給與方による救護

棄児の貰受者若くは預り人に對して棄児が満十三歳となるまでその養育料として年々米七斗を該與するものであつて、昭和五年の養育人員は七二九人、養育費九二、一二三圓にて何れも前年に比し減

少してゐる。

棄児養育累年表（同上統計報告）

年 末	現 在	養 育 人 員	人	年 末	現 在	養 育 人 員	人
昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年			
死亡	亡 者	二、五五六	二、三三三	二、三九九	二、五八五	二、七四九	二、七九九
年末	現 在	三、一六六	二、三三三	二、三九九	二、五八五	二、七四九	二、七九九
救 護 費	六〇二、三〇六	五七四、五七〇	五四七、四五〇	四七六、六一八	五〇九、六一〇	四七〇、四〇〇	四七〇、三〇〇

### 3 行旅病人及行旅死亡人救護

昭和五年に於ける行旅病人の救護人員は七、三九九人、救護費は六〇二、三二八圓にて前年に比し何れも増加してゐる。

更に行旅死亡者は昭和五年には四、二五六人、経費五三、一九一圓にて前年に比し死亡者は増加してゐるが、その経費は減少を示してゐる。

行旅病人救護累年表（同上統計報告）

年 末	現 在	救 護 人 員	人	年 末	現 在	救 護 人 員	人
昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年			
死亡	亡 者	二、五五六	二、三三三	二、三九九	二、五八五	二、七四九	二、七九九
年末	現 在	三、一六六	二、三三三	二、三九九	二、五八五	二、七四九	二、七九九
救 護 費	六〇二、三〇六	五七四、五七〇	五四七、四五〇	四七六、六一八	五〇九、六一〇	四七〇、三〇〇	四七〇、三〇〇

## 行旅死亡人取扱累年表（同上統計報告）

昭和五年 昭和四年 昭和三年 昭和二年 昭和元年

死 亡 者	四、二五六	人	四、二〇七	人	三、七九九	人	三、六八八	人	三、六〇八	人
辨 債 金	玉三、一九一	圓	六〇、〇四四	圓	玉三、一六六	圓	三、八九九	圓	三、〇九九	圓

## 4 その他の救助

昭和五年度に於ける上記以外の救助につき表示すれば左の如くてある。

	事業數	經費其他	救助人員
院外(居宅)救助	一五五	三七、八〇二	一四、七三八
院内(收容)救助	一、二六三、四四六	件	一四、七三八
不具廢疾保護	一六六、四七八	五	一三五、九三七
軍人遣家族後援	二三〇	七三〇	六、二六〇

## 5 軍事救護

軍事救護法は大正六年七月公布、同七年一月一日より施行せられたのであるが、昭和六年三月改正公布を見同七年一月より實施せられ現在に至つてゐる。

昭和七年度並最近五ヶ年に於ける軍事救護成績は左の如くである

## 昭和七年度軍事救護成績表

年 次	自昭和三年 至昭和七年	軍事救護成績表	救護種別		人員	金額
			戶 數	戶		
昭和三年度			人	人	人	圓
同 四 年 度			四四、九四七	(五九三)	二、三七四、〇六六	圓
同 五 年 度			四四、一四三	(六六二)	一、四六八、〇一四	
同 六 年 度			五一、八五六	(七七五)	一、五六六、七六七	
			セ一、六四三	(八八一)	一、七三一、六一四	

備考 括弧内の数字は二種以上の救護を示す。

局 七 年 度

九〇、〇三三  
(一、四三四)

二、四三七、四九六

備考——括弧は家族を有する傷病兵を示す。

## 第三節 方 面 委 員

### 1 方 面 委 員 概 况

昭和六年度に於ける方面數は一六六にてうち公設一六三、私設三である。最近三ヶ年の委員數、取扱件數及經費を示せば次の如くである。

委員數 人	取扱件數 件	經 費 圓
昭和四年 同 五 年	二八、九三五 三三、七〇八	六七、九三〇 四四三、三六六
同 六 年	二七、九〇七 一、八四〇、七四九	六〇八、三八
	尙取扱件數、施行地世帶數及委員の擔當世帶數は次の通りである (「本邦社會事業概要」——社會局)。	

及百件以上五百件未満のもの各二施設、百件未満は八施設である。次に委員一人當りの平均取扱件數を見ると總平均六五・九件にして前年に比し一六件餘を増加してゐる。就中東京市の七百四十一件、駒澤町の五百二十二件、愛知縣の四百四十一件、京都府の三百九十五件、長崎市の三百五十四件等はその多數なるものあり、これに反して山口縣小松町、八代村等の如く一件乃至一件にすら満たないものがある。

更に全施設の取扱事件を通じて見れば、金品給與は百六十五萬八千三百十一件にして最高位を占め、保健救療の三十二萬五千九百八十一件、社會調查の二十七萬六千七百九十件、相談指導の十二萬六千七十七件、保護救濟の八萬九千四百三十二件等これに次ぎ、最も少いのは戸籍整理の一萬九千七百五十七件であつてこの順位は前年と全く異なるところがない。

施行地世帶數 方面委員制度施行市町村世帶總數は八百四十萬四千九百十二、方面委員施行區域世帶總數は八百三十六萬九千五百三十五で、方面委員制施行區域は設置市町村の殆んど全世帶を包含することを知る。而して施行區域内に於ける現在取扱世帶數は二十九萬七千十八であつて施行區域内世帶數の三五パーセントに當る。これを全國總世帶數一千二百七十萬五千八百九十六、昭和五年國勢調査速報、準世帶を含む)に對比すれば方面委員施行區域世帶數はその六五・八七パーセント、現在取扱世帶數は二・三三パーセントである。

委員の擔當世帶數 委員一人當りの擔當世帶數は同一施設内において市部と郡部とによつて異なるが、これを通じてその平均につ

いて見れば千世帯以上のもの沖縄縣をはじめ三施設、五百世帯以上千世帯未満のもの十四施設、百世帯以上五百世帯未満のもの四十四施設、五十世帯以上百世帯未満のもの及び五十世帯未満のものの夫々五施設及十施設あり、而して京都府の市部七世帯、郡部四世帯、宮崎縣の十世帯、大阪府及長崎市における十二世帯、東京府駒澤町の二十一世帯、福島縣の二十三世帯、長崎縣の二十七世帯等その最少なるものである。更に全國における委員一人當り擔當世帯數の平均を見れば百四十三世帯に當つてゐる。

これを昭和二年度における施設總數六十の内千世帯以上のもの五、五百世帯以上千世帯以下のもの十七、百世帯以上五百世帯以下のもの二十一、百世帯以下のもの八に比較すれば委員の擔當世帯數は一般に漸次減少の傾向を示し、五百世帯以下のもの全施設の大半を占め、全國平均においては前年の半數以下に減するに至れり。

次に方面委員の事業を財政的に援助する方面委員後援會は全國各府縣に存在し、その昭和七年十一月現在に於ける團體數六七七にて之が經費七六六、二六六圓、資產一、二九三、三〇八圓となつてゐる（第十二回社會事業統計要覽）

## 2 方面委員の活動狀況

**全國方面委員大會** 全日本方面委員聯盟主催全國方面委員大會は三月二十八日より同月三十日までの三日間、東京市日比谷公會堂において、全國の方面委員及關係者三千七百名出席の下に開かれた。第一日前中は先亡二千の方面委員のために慰靈祭が執

行され、午後開會、協議會、代議員會を開催、規約改正及豫算案が可決され、第二日は前日に引き、各府縣の研究報告があり、第三日をもつて散會した。

**第四回全國方面委員大會** 十月九日、十日、十一日の三日間、大阪市において開催。全國の方面委員三千名の外、丹羽社會局長官、縣大阪府知事、關大阪市長をはじめ土地有力者臨席、主催者全日本方面委員聯盟よりは會長、理事、課長等出席。

第一日——第三研究事項「方面委員助成會に關する事項」及び第四研究事項「建議に屬する事項」を附議し協議に移つたが、兩事項とも委員會附託となり、方面委員助成會に關する事項は第一委員會に、建議に屬する事項は第二委員會において、それゞゝ協議することゝなつた。委員會は兩委員會とも各府縣、植民地及び東京市、横濱市より各一名づゝの編成であつた。

第二日——第一研究事項に對し各府縣の研究發表の後これが協議をなし最後に第二研究事項に移つたが、これは時間の都合上各府縣よりの提出議題とゞもに繼續研究委員會へ移牒することゝなつて協議日程を終つた。

尙第一委員會は方面事業の助成に關する件につき協議の結果これが實行方法として左の如き決議をなした。

- 一、府縣及市町村單位の方面事業助成聯合會若くは助成會の設立方を全日本方面聯盟の名をもつて促進すること。
- 二、全國方面事業助成聯合會の設立を方面聯盟において速に企畫實行せられたきこと。
- 三、府縣單位方面事業助成聯合會に對し國庫より補助金を交付

せらるゝやう方面聯盟において當局に建議陳情すること。

四、法人及法人組織にあらざる方面事業助成會への寄附者に對し褒賞條例を適用せらるゝやう方面聯盟において速に當局に建議しこれが實行を促進すること。

五、市町村における方面事業助成團體に對し國庫よりの獎勵助成金を下附せらるゝやう全日本方面委員聯盟において當局に建議陳情すること

第二委員會は附託事項の第一は内閣總理大臣、内務、大藏兩大臣宛、第二、三、四是内務、大藏兩大臣宛左の通り建議することを決定した。

#### 一、恩賜醫療終了後の對策に關する建議。

畏くも、皇室におかせられては特に醫療の資として多額の御内帑金を下賜あらせ給ひ、政府亦必要的経費を支出して救療の普及に努められたるは國民の齊しく感激措く能はざるところ、殊に多額の御下賜金によつてその活力の培養に資せらるゝところ多大にして今次の自力更生を精神的に物質的に促進せしめたるは我等方面委員一同の熟知するこなり。然るに醫療救護は臨時時局匡救事業とせられ、來年度以後の計劃未だ樹立を見ざるは都市農漁山村を通じて一般民衆の不安これより大なるはなし。冀くは政府においてはこれが繼續施設に深く意を致され適當の對策を確立し、もつて醫療救護の普及徹底に努め、現下の時局に善處せらるゝこと最も緊要なりと認む。

#### 二、結核患者に對する施設に關する建議。

政府は速にさきに保健衛生調査會において決定せる結核病床増

加案及び結核相談所普及案を採擇して、これが實施に着手すると共に特に應急施設として傳染病及隔離病舎の空床を結核患者、就中貧困者にして結核に罹かれる者のために開放せられんことを望む。

#### 三、精神病患者に對する施設に關する建議。

政府は精神病者の漸増に鑑み、速に精神病院の設置並に設備の擴充をせられんことを望む。

#### 四、強制労働所設置に關する建議。

政府は常習浮浪者に對し、強制労働所を設置せられん事を要望す。

## 第一二章 失業保護事業

世界大戰後我國經濟界も世界的不況の影響を受けて失業者の續出を見るに至つてから、それ等失業者の保護施設は急激に増加するに至り、政府初め各社會事業團體によつて廣汎な範圍に亘つて失業者護事業が行はれてゐる。茲にはそれ等多數の事業のうち主要なる施設として職業紹介事業、失業應急事業及失業共濟事業の現況を概観する事とする。

### 第一節 職業紹介事業

#### 1 職業紹介所經營主體數

大正十年四月職業紹介法の發布以來政府は公益職業紹介所の設置を勧奨して來たのであるが、昭和八年十二月末日現在に於ては公立

四八二、私立三六計五一八ヶ所となつてゐる。之を職業紹介法施行

當時(大正十年七月末現在)の九四に比すれば約五倍強の増加を示してゐる。更に昭和八年末の數を七年末のそれと比較すれば、昭和七年末現在においては公立四一九、私立四三ヶ所であつたが同八年十二月末現在においては公立四八二、私立三六計五一八となり、公立は六三の増加であるが、私立において七ヶ所の減少を見たので結局總數において五六の増加となつてゐる。

## 2 職業紹介取扱成績

昭和八年十二月末現在における取扱成績は次の如くである。

(1) 一般職業取扱數 は求人數一、四五一、九九八、求職者數

一、五二八、二九一、就職者數六三三、三一五である。之を前年末に比較すれば求人數において二三四、五四一を求職者數において二五、八二三を、就職者數において九二、五九〇を各々増加してある。更に求人百に對する求職者數は昭和八年においては一〇六、前年は一二三、求職百に對する就職者數は本年においては四一、前年は三六であつて、昭和八年においては前者において一七を減じ、後者において五を増加してゐる。

(2) 日傭労働者職業紹介數 は求人數一六、八九七、一四三、求職者數二〇、一二四、二七二、紹介件數一六、七七九、〇五九であつて、求人百に對する求職者數は一一九、求職百に對する紹介件數は八三である。これと前年と比較すれば、求人數において三、〇二六、八五四、求職者において二、七三二、九三一、紹介件數において三、〇〇〇、九五六を各々増加してゐる。

(3) 債給生活者職業紹介數 は求人數二一、六六九、求職者數

六九、一一八、就職者數一六、二一二であつて、求人百に對する求職者數は三一九、求職百に對する就職者數は二三である。

次に月別についてみれば、一般職業紹介にあつては求人數は十一月が最も多く、三月、十月、十二月がそれに次いでゐる。求職者は一月、三月、二月、五月が多く、就職者數では、一月、二月三月、十一月に多い。これに對して日傭労働者においては、求人は、三、二、一、十二月に、求職は三、二、一月に、紹介件數は三、二、十二月にそれほど多い。最後に俸給生活者においては、求人は一、十、四月に、求職は特に一月に、就職は四、十月にそれほど多い。

尙詳細は「第四部職業紹介統計」参照。

尙内務省社會局は本年八月職業紹介所の事務能率を増進せしめると共に季節的出稼ぎ労働者の紹介斡旋を容易ならしめるため、現行職業紹介法施行規則を改正する事に決した。改正要點は次の如くである。

一、職業紹介所の位置の適不適は職業紹介事業の機能を發揮せしむる上に極めて重大な關係あるに拘らず從來認可事項より除外せられてゐたから今回これを事務局長の認可事項中に加へ監督の萬全を期したこと。

一、現行聯絡規定によるときは一市町村内における聯絡、地方職業紹介事務局長の定めたる区域内における聯絡、地方職業紹介事務局管轄区域内における聯絡、中央職業紹介事務局管轄区域内における聯絡の四段階にあり、職業紹介上甚だ不便であるので今回はこの段階を撤廃して臨機の必要に應じ勞務の需要供給を簡易

敏活にしたこと。

一、職業紹介事業統計に關する現行の規定はその報告期限、様式、手續等の點において現状に即せざるものが多くあるのでこれを單一合理化したこと。

## 第二節 失業救濟事業

### 1 一般状況

大正十四年以來財界の不況につれて失業者簇出したので、政府はこれが救濟のため同年冬期に失業者最も多き六大都市關係地方公共團體をして、主として日傭労働者の施設を目的とする公營事業を振興せしめ、その財源を地方債に求むるものに對しては從前通り、地方債許可方針の例外を認め特にこれを許可し、又労働賃銀に對しては國庫よりその二分の一以内を補助し専ら失業の緩和に努めた。しかし依然として失業者は漸増の状態であるので、政府は右と同様の計劃をもつて毎年度冬期において六大都市關係地方の公共團體をして失業労働者救濟事業を施行せしめ、昭和二年には新に預金部低利資金融通の途を拓いて助成に努めた。昭和四年度においては社會政策審議會の答申に基き、その施行を必要とする場合には必ずしも冬季に限定せず、又六大都市關係地方公共團體のみならず失業者多き地方に對してもその施行を認め事業の対象は日傭労働者のみならず廣く一般労働者の救濟を圖る等その範圍を擴張し、労働賃銀のみならず労働手帳作製費に對してもその二分の一を補助することになつた。又一般労働者のみならず智誠階級の失業者所謂小額給料生活者にして失職困窮せる者に對する授職施設を六大都市關係地方公共團

體に限り認め、官廳の依託により係る事務に對しては就業手當の金額、公共團體の事務については就業手當の二分の一、就業手當以外の經常諸費及労働手帳作製費に對しては各その二分の一を國庫より補助することになった。實に昭和五年度においては、失業救濟事業の施行地域を擴大して單に六大都市に止めず、失業者特に多き地方においては起債し得るに至り、事業施設時期も冬期に限らないことになり、且つ救濟事業の対象が擴大せられた。

昭和七年度に入つても窮迫せる農民及失業者の數減少せず、却つて漸増したるをもつて政府は道路、河川、港灣等の公共土木事業及開墾、耕地整理等の農業土木事業を起興して時局匡救、產業開發等に資すると共に、これによつて窮農及多數の失業者を使用しもつて失業の緩和に資し、又軍需品の註文、老朽船の解體、新船建造の補助助成、稅關專賣局等官衙の建設、飛行場の設置等により工場及建築土木等の熟練労働者並その他の労働者の需要増加を圖つたが、しかもこれら諸事業の興起及民間事業の勃興等によつて失業防止救濟又は緩和を期するも尙救濟を要すべき失業者多數存する場合には、從來の失業救濟事業に代るべき失業應急事業を起興せしめ、國庫補助をなすのみならず預金の都合の許す限り低利資金を融通するの途を講じてゐる。又小額給料生活者授職事業は引續き失業應急事業に包含して施行せしめてゐる。

尙右失業應急事業の實施に當つては、これを使用すべき要救濟失業者の認定を適正ならしめ、就勞を統制し、本事業をして眞に失業救濟に役立たしむるの要あるため、政府は昭和七年度以降本事業を起興する公共團體にこれで專任職員を置かしめ、その經費に對して

は國庫より半額の補助を與ふることゝしたが、昭和八年度においては本事業の起興をして失業數に適應せしめ、その施行監督を統制するため又要する職員を社會局並各職業紹介事務局に配置し本事業をして失業救濟上一層有効適切ならしめんとしてゐる。

政府は時局匡救事業の根幹として昭和七年以來三ヶ年において總額約二千一百萬圓の豫算を計上して日傭労働者、小額給料生活者の失業防止並に救濟に努力しつゝあるが、昭和七年に於ける事業施行狀況は左の如くである。

### 昭和七年度失業應急事業施行狀況（昭和八・三・三一現在）

種 目	事 業 費	支 出 額	勞 力 費	勞 力 費	勞 動 者 使 用	勞 動 者 實 際	一 日 平 均	一 日 平 均
	豫 算 額	豫 算 額	豫 算 額	支 出 額	豫定延人員	使 用 延 人 員	使 用 豫 定 人 員	實 際 使 用 人 員
失業一般勞動者	八六、九〇三、六五〇	四八、三一〇、三〇三	二四、四〇七、四一九	一五、三一四、三一六	一六、〇三六、一七三	一〇、五六〇、三四七 (八、三八九、一四三)	四三、九四〇	二八、九三三
失業應急生活者	一、八〇四、三六六	一、六五五、五四一	一、六〇八、七一七	一、五二七、三〇一	一、三三一、一九八	一、一三八、六六七 (一、一三八、六六七)	三、六四七	三、〇九二
失業應急事業	一、八五九、九〇四	一、五五〇、〇一三	や五五、六七三	七六三、九二七	五二八、三五四	五〇四、八三一 (四八八、三五四)	一、四三〇	一、三八二
臨失業應急事業	一〇、五六六、九三三	五一、四二五、八九九	三六、七七一、八〇九	一七、四五五、五三六	一七、八八七、七四五 (一〇、〇〇六、一六四)	三三、一九三、八四四 (一〇、〇〇六、一六四)	四九、〇〇七	三三、一九〇七
總計	一〇、五六六、九三三	五一、四二五、八九九	三六、七七一、八〇九	一七、四五五、五三六	一七、八八七、七四五 (一〇、〇〇六、一六四)	三三、一九三、八四四 (一〇、〇〇六、一六四)	四九、〇〇七	三三、一九〇七

備考——労働者實際使用延人員欄の括弧内は職業紹介所利用に依るもの数を示す。

昭和八年度の失業應急事業は國費豫算七、〇二九、一八五圓、國庫補助費七、〇〇〇、〇〇〇圓を以つて施行される事となつた。同豫算内客並に施行方針大要は左の如くである。

### 豫算内容

國費總額 七、〇二九、一八五圓  
事務費 二七、一八五

### 施行方針大要

(一) 事業の施行主體は道、府縣、市町村並町村組合とす。

△國庫補助の内訳 一、一般労働者失業救濟補助五、四〇九、四四八  
一、知識階級失業者補助一、五三三、〇五二 一、就労統制費  
補助五七、五〇〇

(一)事業は施行團體の直營とし、請負は極力これを廢止すること

(一)國庫補助額は從來通り労力費の二分の一とす。

(一)事業は失業者にして特に、生活困難なる者を救濟することを目的として施行すること。

(一)失業者中特に救濟を必要とする者なるや否やは方面委員、警察官吏、宿泊所長等の活動を促し、これが認定に遺憾なきを期し認定せられたる者に對しては本人の寫眞を添付せる労働手帳を職業紹介所を経て交付すること。

(一)一般失業救濟事業の種別は道路工事その他の土木事業、上下水道、河川改修事業等とす。

(一)知識階級失業者救濟事業は失業統計等の調査事務、圖書の整理、筆耕等とす。

(一)使用人員の七割まで各職業紹介所を通じて採用すること。

右によつて救濟される一般失業者延人員は九百萬人にて、一日の就労賃銀一圓二〇錢として一日平均三萬人であり、知識階級失業者の救濟延人員は百五十萬人、賃銀は一圓二〇錢にて一日平均四千五百人が救濟される筈である。なほ七年度に比して事業施行上新方針ともいふべきものは敢て季節に限らず失業に應じて普遍的に事業の

施行を可能ならしめた點である。

### 3 應急事業以外の施設

政府は失業應急事業以外に失業救濟事業を行ひつゝある。即ち昭和七年度に於ては產業開發の目的を以つて國直轄國道改良工事及府縣道改良工事並に治水港灣等の大土木事業計畫を樹て之に出來得る限り窮迫せる失業労働者を使用せしめる事とした。即ち失業者特に多き三十四都市及其の附近に於て施行する事業は國直轄たると府縣營事業たるとを問はず原則として使用労働者の七割以上は失業者を使用せしめ額付の數を技術上の最少限度に止めしむる等殆ど失業救濟の目的を以つて施行するものと同様の方法を探らしめた。

### 第三節 失業共濟事業

労働者の自助的或は相互共濟的施設としての失業共濟施設は財團法人大阪市労働共濟會、東京市労務者共濟會、名古屋市労務者共濟會及神戸労働保險組合、の四施設があるが、大阪市労働共濟會は目下失業給付を休止してゐる。その他の三共濟組合の昭和七年度末の事業成績は次の如くである。

總	年 度 未		收 入 金		事 業 費	
	組合員數	總 額	組 合 員	掛 金	御下賜金	失 業 給 付
	數	七、四九	圓 二九九、五四	二七二、六七	二六、九三	圓 二〇三、〇六九
東京市労務者共濟會	五、五八四	三五、九三〇	二六、三六〇	九、五七一	一七四、一五〇	一八一、一五五
					三三、八〇八	一四、五五五
					一	

名古屋市労務者共済會	二五〇	一〇、八四〇	一、二五	九、七〇五	七、七二六	一五、五六三	七、六八一	三	一	
神戸労働保険組合	一、四二五	五三、七七一	四五、一二三	七、六四八	三、三〇三	一、一九七	六七四	二、三〇〇	二、三五九	六、九七〇

**日傭労働者失業共済事業實績（自昭和七・四至同八・三）**

施設名	月末現在加入者數平均	延人員	頭就業人員	失業受給延人員	失業延人員
東京市労務者共済會	六、二八〇	一、五二五、四四五	九五、二四四	五三〇、三〇一	二八一、二五五
名古屋市労務者共済會	三四四	七〇、九六五	三三、一三三	四七、八七三	一五、三六三
神戸労働保險組合	一、三九九	三五六、九〇三	三三五、三七八	一七、九四八	一、二七七

當擴張せしめまたは失業者特に多き大都市にして現在この種施設なき地方については新にこれを施設せしむる等これが奨励の方法を講するとともにその組織及び運營方法を改善し且つこれにつき嚴重に監督を加ふること必要なり。政府は大體別項の要綱に準據する失業共済組合に對し市の負擔する金額の範圍内において國庫補助をなし且つこれが監督を行ふの方途を定むべきこと。

**日傭労働失業者共済組合要綱**

- 一、生活困難なる日傭労働者の失業に對し共済を行ふことを目的とする團體にして失業者特に多き大都市におけるものなること。
- 二、右團體は一定期間以上當該都市に居住する日傭労働者にして當該都市の職業紹介所に求職し失業應急事業のため登録せられたる者を以て組織すること。

三、事業は當該都市の設立する職業紹介所を中心として運營するものなること。

四、失業手當金額及その支給條件等に付ては合理的にこれを定め溢給に流れざる様留意すること。

五、當該都市は失業共済を行ふ團體に對し少くとも日傭労働者の掛金に相當する金額を補助すること。

#### 第四節 その他の保護事業

生活困難なる日傭労働者を救濟するためには失業應急事業のみによることを得ず、これが補充として経費を要すること一層少なき救濟の方法をも併せ講ずること必要なり。しかしてこれがためには一方的救護の方法によらず労働者の自動的精神を重んずる趣旨において失業共済組合の如き施設をなすこと適切なり。現在においても二三の都市にはこの種施設あり市よりもこれに對し相當助成をなしつゝあるもその加入者の範囲は失業應急事業における労働者の範囲に比し甚だ狹少にして救濟上不充分の憾あり、これに對してはこの際國庫よりも補助を與へてその加入者の範囲を相

その他の失業保護施設としては失業保険制度及解雇手當制度等が

あるが、失業保険制度はまだ制定されるに至らず、たゞ昭和七年六月より大阪市に於て之が実施を見るに至つたのみに止まる。政府は失業保険制度に至る迄の暫定策として解雇手當制度の確立を忙ぎつゝある。内務省社会局は解雇手當制度に關する單行法律を來議會に提案する事に方針を決定し、失業対策委員會で審議を續けつゝあるが、本年十月二十四日同委員會に提出された社會局立案の参考案三案の要旨は次の如くである。

#### 参考案要旨

(1) 事業主が被傭者を解雇する場合に法定の最低限度以上の解雇手當を支給すべきことを定めこれがため事業主をして基金を設け積立をなさしめその管理方法及び保護に付規定すること。

(2) 工場法施行令第廿七條の二を改正し勤続期間一定年數以上上の職工を解雇する場合においては勤続年數に應じ右規定に依る手當を相當増額すること、鑛山においても雇傭労役規則により右に準じ手當を相當増額すること。

(3) 事業主より失業手當基金積立金として一定の醸金をなさしめ國において事業主別の勘定を設けてこれを管理し當該事業の解雇したる被傭者にして失業せる者に對し右基金より一定の標準による手當を支給すること。

## 第二章 経済的保護事業

經濟的保護事業の主なるものは住宅供給と公設市場、同食堂、同質屋等の經營である。これ等の施設は經濟界不況の深刻化に伴ふ一般的窮乏化の甚だしき現状において、尙幾多の不備と缺陷とを有つ

てはあるが量的には年々各地方に増加してゐる。たゞ公設市場及公設食堂は不況を反映して兩三年來減少の傾向にある。公設食堂は本年僅少の増加を示してはゐるが公益質屋のみは同じ理由から著しい増加を示してゐる。以下各項に亘つて最近の概況を述べやう。

### 第一節 住 宅

**住宅組合** 昭和八年十一月末現在における組合數は二、七四〇、組合員數三〇、七〇三人、住宅建設費六七、九三一、七三六圓にて、大正十年七月本法施行以來毎年多少の増加を示してゐる。

昭和七、八兩年の數を示せば左の如くである

人	人
昭和七年三月末現在	二、七三
同八年十一月末現在	三〇、六七

人	人
昭和七年三月末現在	二、七四〇
同八年十一月末現在	三〇、七三一

**共同宿泊所** 自昭和七年四月至昭和八年三月現在における共同宿泊所經營總數は一五二(内公營一八、私營一二七)にて、内無料のものは五四である。

次に宿泊延人合計二、九四七、八〇〇人にて、これを上下兩半期に分つてみれば、上半期宿泊延人員は一、三四八、七二七人下半期は一、五九九、〇七三人にて冬期において比較的よく利用されてゐることが分る。尙一ヶ月平均延人員は二四五、六五〇人となつてゐる。

**不良住宅改良** 全國における不良住宅密集地區は、二百十七ヶ所の多きに達してゐるので、政府は先づ六大都市における主要なる地區より漸次改良を行ふの方策を樹て、昭和二年度より左の如く公共團體及公益法人をして、これが改良事業を着手せしめた。

# 日本労働年鑑

六一六

## 地 区

區

事業施行者	地区指定年月日	事業費	買收土地面積(アール)	住宅戸數
(一) 東京市荒川區三河島地内	東京都 昭和 三・三	八七九、一九〇	三三	三二〇 一九九
(二) 東京市豊島區西巣鴨町地内	東京都 同	八七九、九三〇	八三	三八〇 三八
(三) 大阪市天王寺區下寺町地内	大阪市 同	六、九二二、五二二	六、九二二、五二二	一、六六三 一、六六三
(四) 名古屋市中區奥田町地内及 其附近地區	愛知縣社會 事業協會 同	三・三	三・三	二〇三 二〇三
(五) 横濱市中區南太田町字大原 耕地及其附近地區	同潤會 同	三・五	一、八八九、七八六	一、八八九、七八六
(六) 神戸市吾妻通五丁目地内及 其附近地區	神戸市 同	三・一〇	七五三、七五九	四二六 四二六
			一八九	木 鐵 木鐵 二四六 二四六
			一九〇	鐵 鐵 鐵 七〇三 七〇三

而して昭和七年九月末現在における進捗の状況は、(一)はその住宅建設中鐵筋コンクリート造百六十戸が工事中に屬する外全部完了し、(二)は全部完成。(三)は土地一萬二千二百九十九坪を買收し、

住宅四百六十八戸の建設を完了し、工事中二百六十戸、未着手九百三十四戸である。(四)は木造住宅七十七戸の建設未済のものあるの外、他は殆んど完了してゐる。(五)は昭和五年完成。(六)は土地三千五百十五坪を買收し、住宅は百六十六戸の工事中である。

## 一、貸付状況 (社會局調)

年度別	年度内業務取扱質屋數	貸付口數	貸付金額	貸付一口平均	年度末日現在の貸付金額
昭和七年度 (十二月まで)	三七三	一、三〇四、四六八	六、二一九、五三二・〇〇	四・七七	一、七三一、四七六
昭和七年度 (八年三月末)	三一〇	一、七三一、四七六	八、四七五、〇九二・五〇	四・八九	四、三三一、三四三・六〇

## 第一節 公設質屋

社會局調査によれば昭和七年度末の公設質屋數は五一〇(年度内業務取扱質屋數)であつて貸付金額は八百四十七萬五千九十二圓である。而して同年度末における職業別利用者數は一、四三三、〇〇〇人である。以下貸付、辨済、流質の各状況を昭和七年十二月末と對比して見れば次の如くである。(第四部統計第六表参照)。

## 二、辨 濟 狀 況 (同 上)

年 度 別	辨 濟 口 數	辨 濟 金 額	辨 濟 一 口 平 均 金 額	利子收 入 金 額
昭和七 年 度 (十二月まで)	三七四	一、三〇六、一三〇	三三〇、八八九・〇〇	三三〇、八八九・〇〇
昭和七 年 度 (八年三月末)	五一〇	一、五二七、八三三	三一七、八三・九六	三一七、八三・九六
昭和七 年 度 (十二月まで)	一〇九、一九一	五〇六、五三四・〇〇	五〇六、五三四・〇〇	五〇六、五三四・〇〇
昭和七 年 度 (八年三月末)	一二四、一三八	五一、〇三〇・五三	五一、〇三〇・五三	五一、〇三〇・五三

## 三、流 質 狀 況 (同 上)

年 度 别	流質したものの		流質物賣却處分せるもの	
	口 数	貸付元利金	口 数	貸付元利金
昭和七 年 度 (十二月まで)	一〇九、一九一	五〇六、五三四・〇〇	一	一
昭和七 年 度 (八年三月末)	一二四、一三八	五一、〇三〇・五三	一	一

## 第三節 公 設 市 場

社會局調査によれば昭和七年度末現在における公設市場數二九一にて昨年にし一三の減少である。

賣上高五一、二八〇、二二八圓にて、一ヶ月平均は四、二七三、三五二圓である。これを前年度のそれと比すれば賣上高合計において五、三二八、三四三圓、一ヶ月平均においては四四四、〇三七圓のそれより減少を示してゐる。

更に賣上高を上下兩半期に分つてみれば、前半二五、四一七、一六七圓、後半二五、八六三、四七一圓にて殆んど同額に近い數を示してゐる。(詳細は第四部統計第四表參照)。

## 第四節 公 設 食 堂

社會局調査によれば自昭和七年四月至昭和八年三月の公設食堂數は七〇にてこれを經營主體別にみれば次の如くである。

市府縣營	町 村 營	其 他	計
四八	三	一九	七〇

次に利用者は總數一一、八六七、一七四人、一ヶ月平均九八九、六八一人となつてゐる。

賣上高は一、四五七、九一一・九七圓、一ヶ月平均一二一、四九二・六六圓である。

## 第四章 司法保護事業

### 第一節 概觀

司法保護事業は司法省の所管に屬し、補成會によつて統制される保護會のなす事業である。

昭和七年における保護會數は第三十四行刑統計年報によれば五百十七、保護人員は七萬七千九十九人にて、これを創業當時の三千九百二十九人に比すれば十九割餘の増加を示してゐる。

昭和七年中に直接保護百人以上を取扱ひたる保護會は左の如くである。

自立會、東京佛教慈濟會、大日本教化會、帝國更新會、小田原少年園、埼玉自強會、京都感化保護院、大阪佛教和哀會、大正自治會、愛知自啓會、札幌大化院。

### 第一節 司法保護事業研究會

**廣島控訴院管内**——五月三、四日、於鳥取縣會議事堂。  
**宮城控訴院管内**——八月二、三日、於青森市公會堂。〔提案事項〕  
 一、被保護者中の優良者を司法官廳において雇傭の件。一、本研究會活動資金調達の方法如何。一、研究會費負擔に關する件。一、本研究會に加盟せる會にして支部を有する統括の機關會に加盟しある支部會は本研究會に全部加盟せしめては如何。一、本研究會加盟會の會費は今後六縣下一週後は司法省交附金を基準として負擔額を定めては如何。一、例年司法省へ提出すべき曆年度の標題

提出期日當該事項につき改正の件。一、少年保護司法事務代行の取扱につき事務處理上當管内斯業團體において諸式一定の要なきや。一、形餘者復權の法律年度改正促進につき政府當局へ建議の件。一、思想犯者に對する保護方法如何。一、昭和七年臨時議會において罹災救助基金中改正法律案修正可決せられたる修正要旨に基き本會名をもつて管内各縣に對し釋放者保護事業助成金増額方請願の件。一、行刑統計報告例及様式中第十表出獄人保護成績表と釋放者保護事業獎勵費取扱規程第三條による年度事業者との様式を一致せしむるやう當局に再建議の件。一、管内統一のため釋放者保護取扱規程制定を望む。一、入所時家族居住地の保護會に對し入所通知をせらるゝやう各刑務所に交渉の件。一、思想犯釋放者保護に對する經驗を承りたし。一、間接保護並に保護調查を徹底せしむる方法如何。一、研究會本部において各團體相互の聯絡を計る方法如何。一、思想犯釋放者保護のため職業訓練所設置の件。一、被保護者の就職關係に際し身元引受證を保護會に依頼せられたる場合役員の態度如何。

**長崎控訴院管内**——十月二十六、二十七、二十八日、於佐賀市公會堂。〔協議事項〕一、長崎控訴院管内に少年審判所設置促進方をその筋に要望するの件、その他。

**大阪控訴院管内**——十月二十九日、於神戶商工會議所、〔協議事項〕一、思想犯保護に關する研究協議會の設立。一、方面事業と保護事業との聯絡。一、關西司法保護聯盟の設立、外十數件。〔諮問事項〕一、思想犯釋放者保護の具體的對策如何。二、本會

の目的達成につき有効適切なる事業なきや。

# 第五章 醫學治療保護事業

醫療保護施設としては市民病院、施療所、診療所、巡回診療班、巡回看護班等公私の無料又は輕費の診療機關が存在してゐる。その多くは都市に存在し、農村に於ける此方面の施設は從來閑却視されてゐたが昨年政府は農村匡救事業の一として御下賜金及醫療救護費豫算計三百六十萬圓を以つて恩賜醫療事業を實施するに至つてから漸く農村にも醫療保護施設が普及せんとしつゝある。昭和八年度に於ては政府は時局匡救豫算中百二十萬圓を醫療救護費として計上してゐる。尙近年無產者諸團體が此方面の事業に積局的に進出し自らの手によつて無產大衆の醫療保護事業を經營し注目すべき實績を挙げつゝある。以下一般並特殊醫療保護事業の概況を述べやう。

# 第一節 無產者診療

ブルジョア的醫療保護事業に對抗して醫療の社會化の旗幟の下に勞動者農民が自らの手で醫療事業を行はんとせるは最近の事に屬するが、經費、一般醫師の反對等種々の困難あるに拘らず、何れも相當の成績を擧げてゐる。社會局調によれば昭和七年六月現在に於ける此種診療所は次の如く七を算してゐる。たゞ經費その他の關係上一般個人經營の醫師に嘱託せるものが多數を占めてはあるが。

右のうち無産者診療所の形式を完全に備えてゐるのは大阪の社民病院であるが、その組織並に經營内容は之を前年度版本年鑑に掲げて置いた。

野に於ける活動には注目すべきものがある。プロレタリア醫療制度確立のために活動しつゝある醫療同盟は勞教に合體して勞教の一部となつてその診療活動の方面を擔當する事に昨年決定しその實現に努力してゐるが未だ全般的な合流は成立して居ない。之等二つの團體は激しい彈壓を受けつゝあるにも拘らず無産診療所の設立を中心にしてストライキ救援診療、移動診療班の組織の活動を續けてゐる。醫同の昭利七年に發表する所によれば醫同各地支部によつて經營せらるる無産診療所は、大崎無産者診療所(東京)、龜有同上(東京)、三島同上(大阪)、北部同上(千葉)、岳北同上(山梨)等であり、本年開設のものに大阪片町診療所、東成無産者診療所がある。

## 第一節 施療病院及診療所

昭和六年三月末現在における我國の施療を取扱ふ病院は、一四二ヶ所あり内、公設三五にして私設は一〇七である。收容定員合計五、八五七なるに對し、現在の患者數は入院三、七六三、外來二五、〇一三にしてこれが経費は六、一八八、四四八圓である。

このうち百人以上の收容定員を有する規模の大なるものは、市立函館病院(二一九)、東京市立築地病院(二三〇)、恩賜財團濟生會病院(一七五)、實費診療所(一一七)、京都施藥院(一三〇)、弘濟會大阪慈惠病院(七〇〇)、日本赤十字社大阪支部病院(一二八)、恩賜財團濟生會大阪府病院(一一〇)、大阪市立市民病院(二七〇)、横濱同愛記念病院(一〇〇)、日本海員披濟會神戸病院(一〇〇)、前橋積善會(一三二)、日本赤十字社滋賀支部病院(一六四)、松本市立病院(一〇五)、日本赤十字社岩手支部病院(一三二)、日本赤十

字社秋田支部病院(二二一六)、縣立廣島病院(一一一)等である。

次に診療所は前記無産者診療所を除き三一〇(内、施設五五、私設二五五)あり、外來患者實人員七五七、七六三にして延人員九、二四二、五六二を示してゐる。診療所全體の經費合計一、六六四、三六八圓である。

## 第三節 特殊施療施設

昭和六年度における施療施設を有する精神病院數は公立四、私立三五、計三九にして收容定員合計は、七、六二三である。

	個數		收容定員		入院	經費
	實人員	延人員	實人員	延人員		
公立精神病院	四	一、五三九	一、四三六	四一五、三〇八	三七五、三三四	
私立精神病院	三五	六、〇八四	五、九三七	一、四三三、七三六	七七、三〇一	
計	三九	七、六二三	七、三五三	一、八三八、〇三四	四三三、四四四	

次に癒療養所昭和六年度の現況は、國立としての長島愛生園(收容定員五〇〇)の他に施設五、私設七であり、その經費その他は次の如くである。

東京	(組織又ハ) 病院慰廢園		(經營主體) 定員		入院		經費
	好善社經營	私立	實人員	延人員	實人員	延人員	
第一區府縣立全	(府縣)	一、〇〇〇	一、三三五	三八一、九二七	二七一、四四三	二七一、四四三	
生病院							

	大阪・第三區府縣立外	(府縣)	五七五	三一	二〇一、三九四	?	私	設	10	三九三	一、七六〇	一〇八、四〇八	二四九、一〇六	
鳥病院	草津聖バルナバ		二五〇	一七五	六一、六八五	五一、七〇三	計		二七	二、三一四	セ、〇六八	九三八、六三三	一、四三三、七六九	
群馬	草津聖バルナバ		一六	一六	一、五九九	二、九五三	群馬	草津聖バルナバ						
草津鈴蘭園			四〇	(六九)	(六一四)		草津鈴蘭園							
靜岡・神山復生病院	(財)	一二九	一三三	三七	三六五	三三、四三六	靜岡・神山復生病院	(財)	一二九	一三三	三七	三六五	三三、四三六	
山梨・身延深敬病院	(財)	六〇	六四	八、七〇七	一一、六一六		山梨・身延深敬病院	(財)	六〇	六四	八、七〇七	一一、六一六		
青森・第二區癩療養所	(縣)	三四〇	三七七	九、〇七一	三三、三七九		青森・第二區癩療養所	(縣)	三四〇	三七七	九、〇七一	三三、三七九		
北部保養院			(一九)	(一、〇〇九)			北部保養院			(一九)	(一、〇〇九)			
香川・第四區大島療養所(縣)		三七〇	四七三	一四九、〇〇一	一五三、三三六		香川・第四區大島療養所(縣)		三七〇	四七三	一四九、〇〇一	一五三、三三六		
熊本回春病院	(財)	八〇	(六)	二九、一三五	三七、セ二七		熊本回春病院	(財)	八〇	(六)	二九、一三五	三七、セ二七		
熊本待勞院(府)		七五	(九九)	二七、三七八	一九、〇三三		熊本待勞院(府)		七五	(九九)	二七、三七八	一九、〇三三		
九州療養所(縣)		五二〇	七四六	三三一、九〇三	三〇四、八三〇		九州療養所(縣)		五二〇	七四六	三三一、九〇三	三〇四、八三〇		
公	設	五	二、八六五	三、四六一	一、〇五二	二五五	六六一、八七八	公	設	五	二、八六五	三、四六一	一、〇五二	二五五
計	私	七	セ二三	一、〇三五	二三八、六三六	一七五、六六三	計	私	七	セ二三	一、〇三五	二三八、六三六	一七五、六六三	計
(備考)	一、括弧は外來患者。二、草津鈴蘭園、九州療養所の 數は前年度調。	三	三、五七、四、四六一、二九、九三、八七、五四				(備考)	一、括弧は外來患者。二、草津鈴蘭園、九州療養所の 數は前年度調。	三	三、五七、四、四六一、二九、九三、八七、五四				(備考)

結核療養所昭和六年度の現況は、施療施設公設一七、私設一〇、計二七にして收容定員合計は二、三一四である。

(備考) 一、括弧は外來患者。二、草津鈴蘭園、九州療養所の  
數は前年度調。

全國醫療利用組合協會の調査に據れば醫療組合の現在數(昭和八年九月十五日現在)は總計一〇九組合にて、内産業組合法によるもの八一組合(創立中五、認可申請中のもの一一を含む)、單營三六、兼營四五となつてゐる。產業組合法によらざるものは二八組合である。

三組合(組合法に據らざるものと含む)以上存する道府縣は秋田(一〇)、福岡(八)、岡山(八)、長野(七)、青森(五)、東京(五)岩手、新潟、島根、香川、山梨、諱岡、神奈川、廣島、北海道等である。又これを有する都市は東京市、青森市、弘前市、八戸市

その他の輕快結核患者保護施設一〇(私)あり、その昭和六年取扱人員は一九七人(定員一四九)である。

#### 第四節 其他の醫療事業

盛岡市、秋田市、福山市、甲府市(申請中)等である。

産業組合法による醫療組合八一組合中入院設備を有するもの三七にて、この種設備を有するものゝ大半は都市を中心とするもの組合で農村醫療組合の殆んどがこれを有してゐない。

## 第二篇 児童保護事業

我國に於ける児童保護事業は各種社會事業中最も重要な部門をなすもので昭和六年三月末に於ける内務省所管全國社會事業の總數五、〇四三の内児童保護事業は一、三八七で總數の四分の一強を示してゐる。而して本年此種保護事業中特記すべきは本年児童虐待防止法案及び少年教護法案が第六十四議會を通過し前者は本年十月一日より實施されるに至り、比較的法制上の不備を傳へられてゐた児童保護事業の上に一新紀元が劃せられた。

### 第一章 妊產婦並乳幼兒保護

#### 第一節 妊產婦並乳幼兒保護施設

我國における母性保護は法令によるものとしては、工場法による産後六週間の就業禁止、健康保險法に於ける分娩に對する手當及び分娩後の休養期間並に該期間中の報酬の規定によるものゝ外救護法に於ては貧困のため生活すること能はざる妊娠婦が救護の客體となつてゐる。その他妊娠婦保護の事業としては産院、巡回產婆(訪問看護婦)、妊娠婦相談所等がある。また乳兒保護施設としては乳兒院、

乳幼兒健康相談所及保育施設等であるが、それ等諸施設の現況を左に掲げて置く事とする。

**產院** 昭和六年度における產院の數は三九にして、内六は公設三三は私設である。而してこれが收容定員數は五三一で、その内一七四は公設、三五七は私設に屬するこれが分布狀態を見れば北海道二、東京八、京都二、大阪四、神奈川一、栃木一、愛知二、福島一、岩手一、石川一、岡山二、山口一、愛媛三、福岡一、熊本二であつて、比較的その收容能力の大なるものは東京日本赤十字產院、大阪日本赤十字社支部病院產部、松山市醫師會附屬無料產院の五〇乃至四五人であつて、他は三〇乃至二〇人が最も多い。

**產婆** 助產事業として公設產婆、妊娠無料相談所及び巡回產婆等の設備は昭和五年度においては三九一あり、内公設二四六、私設一四五である。乳幼兒保護事業の増加に伴つて助產事業も漸く増加の傾向を示し、特に巡回產婆の如きが近來著しく増加を示してゐる。それらの施設の最も多き地方は長野であつて、岡山、富山、埼玉、山口等がこれに次いでゐる。

**乳兒保護施設** 乳兒院、乳幼兒健康相談所及保育施設等があるが乳兒院は東京、大阪のみに存し、(乳兒保護施設は僅かに一九(内公設五、私設一四)であつて、見るべきものは殆んどない。

**監護保育(託兒所)** 託兒所は近年著るしき發達を見せ、昭和六年度においては全國に五六七(前年より八五增)内公設一一八、私設四四九である。收容人員合計は五九、四七五(内、公設一一、〇一一、私設四八、四六四)である。季節託兒所は農漁村の繁忙期に設置せられるもの漸次多きを見るに至り、社會局昭和五年の調査

によれば總數二、五一九、内公設四五八、私設二、〇六一にて、公設中市設僅かに四〇にして他は町村營である。

## 第一節 乳幼兒保護運動

前項に於ける乳幼兒の保護施設の完備充實を圖ると共に、乳幼兒保育に關する正しき知識を普及徹底せしむるためにあらゆる社會事業機關が一般社會に呼びかけてゐる。本年中に於けるこの種運動中主なるものの一つとして乳幼兒保護週間の運動を掲げて置く。

**第七回全國乳幼兒保護週間** 中央社會事業協會は毎年五月五日を中心、その前後を通じて一週間全國的に乳幼兒保護週間を催しつゝあるが、左に昭和八年第七回全國乳幼兒愛護週間における實施事項を掲げる。

### 一、妊娠婦及び乳幼兒保育心得(パンフレット)の作成頒布。

右は各地產婆會市村役場を通じて妊娠婦に普く配布する外ラヂオ講座、講習會、講演用テキストとして一般に利用すること。

### 二、健康診査票の作成頒布。

三、第六回全國乳幼兒愛護週間に於ける健康診査票の集計發表。

四、妊娠婦及乳幼兒保護並に當該施設に關する資料の作成發表。

五、乳幼兒愛護歌の印刷頒布。

### 六、週間宣傳用ポスターの圖案募集。

七、週間宣傳用ポスターの作成頒布。

八、各道府縣知事、朝鮮總督、臺灣總督、樺太長官及び各地方社會事業協會長に對し週間實施につき盡力方を依頼すること。

九、内務省(社會局、衛生局)に對し週間實施の趣旨に賛し各道府

縣知事に對し夫々その管下における右週間實施につき盡力方相成やう通牒方を依頼すること。

一〇、日本赤十字社、愛國婦人會、濟生會、大日本聯合婦人會、大日本聯合青年團、日本醫師會、日本齒科醫師會、日本產婆會、萬國婦人子供博覽會に對し週間實施につき協力援助方を依頼すること。

一一、乳幼兒愛護に關するラヂオ講座(一週間繼續)につき中央放送局へ交渉すること。

一二、新聞社雜誌社に依頼して乳幼兒愛護に關する記事を掲載し週間實施の趣旨の宣傳をなすこと。

一三、工場礦山における妊娠婦保護、乳幼兒保護促進のため大藏省、遞信省、鐵道省、陸軍省、海軍省、產業福利協會、全國產業團體聯合會に對し協力援助を求ること。

### 兒童擁護協會設立

被虐待兒童愛護の目的をもつて兒童擁護聯盟協會が創立された同協會の發會式は、五月一日東京朝日新聞社講堂において同社後援の下に舉行された。尙當日は中央社會事業協會總務部長原泰一氏の挨拶に始まり、下村、倉橋、富田、穂積等四氏の兒童愛護に關する講演が行はれた。

## 第一二章 貧児保護事業

### 第一節 不就學兒童

#### 1 不就學兒童數

昭和七年度における學齡兒童數は一〇、七五四、九六二名、内不就學兒童數は四六、〇三二名であつて、就學歩合は九九・五七%である。不就學兒童は毎年漸減してゐるが、貧児又は病兒に對する就學猶豫若しくは免除が規定(小學校令第三十三條)されてゐるので、今尙ほ相當の數に上つてゐるのであらう。

學齡兒童(昭和七年度)文部省調

種別	男		女		計
	就	不就	就	不就	
就學	五、四三〇、一七七	五、二七八、七五三	一〇、七〇八、九三〇	四六、〇三三	
不就學	三三、九三七	三三、〇九五	一〇、七四、九六三	九九・五八	
計	五、四三三、一四四	五、三〇一、八四八	一〇、七四、九六三	九九・五八	
就學歩合	九九・五八%	九九・五八%	九九・五七%	九九・五七%	

#### 2 兒童就學獎勵概況

昭和六年度における兒童就學獎勵資金の國庫交付額は五十萬圓であるが、その他の收入を含めて獎勵資金總額は一、三八一、一六七圓であり、この額が同年度における市及町村への交付總額である。市町村及び公益團體では兒童就學獎勵資金を次の如き項目で支給してゐる。即ち、學用品、被服、食料、生活費、教科書等の支給である。

中には交互相に組合せ二項乃至五項の支給をなせるものもある。昭和六年度における市町村並に公益團體の就學獎勵資金支出狀況は左の如くである。

(文部省調)

	受給人員		支出金額	一人平均
	男	女		
市町村の支給	三九、五七	三九、一七	六九三、七四八	一、三〇三、八九三
公益團體の支給	一八、四七	一六、三八一	三四、八三四	四九、六七四

#### 第二節 缺食兒童保護

政府は昨年匡救事業の一として地方に於ける缺食兒童の救濟を行ふためその經費として學齡兒童就學臨時獎勵費五十一萬三千三百三十三圓を支出したが、昭和七年九月より本年三月末迄に至る實施狀況は文部省調によれば次の如くである。尙兒童就學臨時獎勵費昭和八年度豫算は八十八萬圓である。

昭和七年九月文部省訓令「學校給食臨時施設方法」發布せられ、學校給食施設費として該年度七ヶ月分五十一萬三千三百三十三圓が道府縣に交付せられ、道府縣は更にこれを各市町村に交付し、文部省通牒「學校給食臨時施設方法に關する件」に則り、全國の市町村立各小學校において學校給食を實施せしめ、要給食兒童に對する栻養の改善と就學獎勵を圖らしめたのである。

文部省においては、當時學校給食臨時施設方法に關する訓令並に實施上の注意事項に關する通牒の發令の外に、大體左記の方法により本施設の趣旨徹底に努めた。

### 會議における指示

(一) 全國學務部長會議(文部省二回)。(二) 地方別學校衛生技師會議(東北・關東・中部・九州)。(三) 全國小學校長會議(東京)。

(四) 道府縣學校衛生技師會議(文部省)。(五) 學校給食視察研究協議會(宮城・秋田・千葉・山梨・右川・岐阜・福岡・熊本)。

幾度かの調査研究を経て、概ね十一・十二月の頃には漸次給食施設を開始するものその數を増加したのであるが、を全國的普及を見ることに至つたのは寧ろ昭和八年一月以後三月に室る間におけるものが多いた。

昭和七年度における全國學校給食施設の概況は昭和八年三月末現在、即ち學校給食實施半ヶ年後において實施せる市町村數は六千四百九十一にして、全國一萬千五百九十四市町村中その二分の一以上において實施せられ、學校數は一萬千四十七校の多きに及ぶ。

しかも今次學校給食臨時施設方法中、特例として認めたる穀類

### 學校給食實施狀況に關する調査 昭和七年度(自七年九月至八年三月)

種 别	榮養不良其他の兒童 と共に實施せるもの	缺食兒童のみに 實施せるもの	計	特別の事情に依り穀類其 他の食料を給與せるもの
實施したる市町村				
同 上 學 校 數	三、六八九	二、八〇二	六、四九一	一、七九七
給 食 延 日 數	六、五九九	四、四六八	一一、〇四七	二、七八八
一校平均給食日數	九三〇、六九六日	六九五、三七〇日	一、六三六、〇六六日	三三一、八三二日
給食延人員	一八、七四四、二六六人	一五九、三六七日	一四七、一九日	一二六、〇三日
給食延人員	一有 料	一一〇、四八八、一五三人	一一〇、四八八、一五三人	四、〇一七、八五七人
				二、九四一、五六九人

その他の食糧を支給せるものは千七百九十七ヶ市町村、二千七百八十八校を數ふるだけである。しかして給食の單價はたとへ一食四錢を標準とするも、いづれも文部省訓令の趣旨に據り、榮養上の考慮を拂ひ、兒童發育健康に必要なる榮養の質と量とを有する謂はゆる榮養食の支給にかかるものなるば特に注目に價するものである。

給食延日數は、本施設着手時期の多少のおくれたる關係上、昭和七年における總數百六十二萬六千六十六日、一校平均給食日數百四十七日にして約五ヶ月(日曜を除く)に相當する。就中、學校給食としては形容を漸く具備せんとする榮養不良その他の兒童と共に實施せる學校給食の延日數九十三萬六百九十六日、一校平均給食日數は九十九日(約四ヶ月未弱)に相當するが如きは、全く各種の準備と調査とに相當の期間を要したる結果と見ることが出来る。尙ほ現品給與を加算すれば、給食總延日數は百八十五萬七千八百九十七日を算してゐる。

給食實人員	無	料	二三、五八人	七五、八二人	五、九〇三人
一日平均給食延人員	有	料	四三、二六八人	一	一
一日平均給食實人員	有	料	三八、三五八人	三五、五三一人	三三、三九九人
食 費	一無 料	一	五一・五三人	二八三、七八六人	四、空六人
一食當り 經費	一有 料	一	三九四、一七八・四九圓	二七・六五人	三四、四五人
一校平均設備費	一	一	七九、〇〇一・三一圓	一九七、八七四・三一圓	一七・三〇人
事務費	一	一	三・四三錢	五九一、〇五三・八〇圓	一〇六、〇七四・毛圓
一校平均事務費	一	一	二六・五四圓	一八・七二圓	三・九三錢
			四、八〇八・〇九圓	二三・六三圓	三・六七錢
			五・五九圓	五、七〇〇・六五圓	三・二元錢
			二・四三圓	二一・九九圓	六・六九圓
			二・九九圓	一・金圓	五・九〇三人

### 第三節 児童虐待防止事業

近時財界の不況に伴ひ児童に對する各種の虐待の事實は一層増加すると共にその性質も著しく苛酷を加ふる傾向にあり、之が保護救濟の方策の樹立が要望されてゐたが、從來之等の虐待行爲の豫防又は救濟に關しては民法、刑法、警察犯處罰令等の中の若干の制裁規定を有するに止まる狀態であつた。然るに本年第五回議會に児童虐待防止法案が提出せられ貴族院に於て次の如き希望條件を附せられて兩院を通過し、四月一日に公布された。尙同法の制定を期して被虐待児童愛護の目的をもつて児童擁護協會が組織せられ本年五月一日東京市に於て發會式を擧げた。

政府は本法の實施に當り左に掲ぐる行爲の如きは最も児童の心身發達に悪影響を及ぼすものなるゆゑに必ずこれを禁止しもつて

本法制定の精神を明かにせられたし。

一、不具畸形の児童を觀覽に供すること。二、児童をして乞食をなさしめまたは児童を用ひて乞食をなすこと。三、輕業曲馬その他これに類する危險なる業務に児童を用ふること。

同法關係勅令並内務省令は各八月一、二兩日に制定されたので同法は本年十月一日より實施された。

児童虐待防止法の要旨は左の如くである

第一に保護すべき児童の範圍は、被虐待児童を成るべく廣く保護救濟せんことを期し、救護法において十三歳未滿の児童を對象としてゐると異り、十四歳未滿とされてゐる。

第二に被虐待児童の保護についてはその第二條において児童を保護すべき責任ある者が児童を虐待し、又は著しくその監護を怠つた場合においては地方長官をして、

(一)児童保護の責任ある者に對して訓誡を加へ、(二)又はその監護につき條件を附することを得しむると共に、(三)必要ある場合には児童を親權者又は後見人に引渡し又は私人の家庭若しくは適當なる施設に委任することを得ることとなつてゐる。

第三に右處分のため必要な費用は原則として本人又は扶養義務者の負擔とし、道府縣において一時これを繰替支辨した後本人又はその扶養義務者から辨償金を徵收するのである。しかしてその辨償を得ない費用は道府縣の負擔となり、國庫はこれに對しその二分の一以内を補助することとなつてゐる。

第四に注意すべきは輕業、曲馬その他の業務及び行爲にして、児童の虐待に涉り又は、これを誘發する虞あるものについては、地

職業別	求人數			求職者數			紹介人員			就職者數			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
工業及鑛業	西、九三三	八〇、五三三	一三、四六四	三六、四七八	五三、六六六	八九、一六四	三六、九五五	四九、三〇六	七六、一九一	一四、八四一	四、〇九三	五八、九三四	
土木建築	四、四六六	二六	四、四八四	二、四九八	七四	二、五七三	一、九三六	三三	一、九五九	一、四〇四	三〇	一、四三四	
商業	八九、七二九	九、五五四	九九、二八三	四三、六六四	一九、九三六	六三、六一〇	三六、八五五	七、八六〇	四四、七一五	三〇、三三七	三、四四二	三三、七七九	
農林業	六一四	二七六	八九〇	四三〇	七九	四九九	三四一	二九	四六〇	三五三	五五	三四八	
水産業	六七七	四〇	六七七	三五五	吾	七〇五	五九七	三三	六三〇	五八六	三三	六一八	
通信運輸	一、三五六	七六	一、九七二	二、七四四	一、九三五	四、六六九	一、一〇六	一、〇八	二、一三六	五一八	三五六	八七四	
戸内	三、五七九	一、八〇〇	五、三七九	一九、一五六	二三、〇九五	三一、二五三	六、〇〇〇	四、二一五	一〇、二一五	二、三八八	一、二四四	三、六八二	
使用人	一、其	他	二、〇三三	五九、六一	六一、六七四	二、七三三	三五、四六六	三八、四三九	一、六〇七	三三、三三三	三三、九三五	八五	二〇、九六八
雜業	事務員	七二六	九一七	一、大四三	二、六一	四、四九八	七、一二七	八六	一、四五一	二、三三七	三九一	六七五	一、〇六六
其他	八、三九九	六、九九二	一五、三九一	七、四八五	五、九六六	二三、四七一	四、三七二	四、〇〇九	八、三八一	三七五	二、五五	五、二五〇	

方長官をして児童の使用を禁止し又は制限し得ることゝし、かゝる禁止若しくは制限に違反した者は一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらるゝことに規定されてゐる。

## 第二章 少年職業紹介

少年の職業紹介は現在少年専門職業紹介所、専門部の設けある所五であつて、その他の職業紹介所に於ても何れも學校と聯絡提携して職業の紹介斡旋につとめてゐる。

昭和七年に於ける少年職業紹介成績並最近數年の年別取扱成績は次の如くである。

計

一六六、三四三 一六〇、五一四 三六、八五七 一二七、七二四 一三三、セ八五 二五〇、四九九 八〇、六六七 一〇〇、二四六 一八〇、九四三 四四、三〇四 七三、五三〇 一一七、八二四

	求人數			求職者數			就職者數			就職率%	取扱紹介所數	聯絡小學校數
	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
大正十五年	三六、九三三	一一、九一九	五〇、二八四	一二、四四七	四、六〇	一六、四〇七	四、五一九	一、七八二	七、三〇一	三八・四	一〇九	一、九三五
昭和二年	三八、〇〇一	一〇、四〇四	四八、四〇六	一七、三七五	七、七四	二五、〇六九	六、六四九	三、〇三六	九、六八五	三八・六	一三七	二、六二一
昭和三年	五三、九五五	一五、四四七	六六、四〇二	三五、八一四	三、八一四	三八、五八八	一〇、三一〇	四、八三〇	一五、一三〇	三九・二	一四三	二、八四〇
昭和四年	七九、七七五	三〇、一五五	一〇、〇三〇	四四、八七一	二四、七六九	六九、六四一	一六、九四一	一一、五三八	三八、四七九	四〇・九	一六六	三、三五三
昭和五年	二二、四三二	六五、四三六	一七六、八六六	七三、四三八	天、一九四	一三一、六三三	三七、八三七	三三、五六〇	六〇、三九七	四五・九	一九〇	三、七四八
昭和六年	一三九、九三九	一〇一、八三六	二四一、七六五	一一〇、〇三九	一〇一、八一七	二二三、八五四	三七、〇三六	五〇、七八一	八七、八一七	四二・三	二三七	四、三〇一
昭和七年	一六六、三四三	一六〇、五三四	三六、八五七	一一七、七一四	一三三、七八五	二五〇、四九九	四四、三〇四	七三、五三〇	二七、八二四	四七・〇	二七九	四、八三一

の場所に教護院を設置すること。

## 第四章 不良児保護事業

我國に於ける不良児保護は明治三十三年制定後二回の改正を経て今日に至つてゐる現行感化法と大正十一年に制定公布された少年法及矯正院法によつて行はれてゐるが、本年少年教護法案が第六十四議會を通過し、本年五月四日公布せられた。同法は昭和九年度より實施される筈であるが、同法施行と同時に現行感化法は廃止されるものである。同法要旨は次の如くである。

### 少年教護法要綱

一、本法は十四歳に満たざる者にして不良行爲をなす恐れある者に對して適用とすること。

一、從來の感化院はこれを少年教護院とし道府縣の外、國は必要

- 一、道府縣は少年教護のため少年教護委員を置くこと
- 二、道府縣に非ざるものが教護院を設置せんとするときは内務大臣の認可を要すること
- 一、道府縣の設置する少年教護院及び少年鑑別機關その他に要する費用は道府縣の負擔とし國庫は道府縣の支出に對し六分の一乃至二分の一を補助すること
- 一、少年教護院において所定の教科を履修し性行改善したるものに對してはその退院後において尋常小學校の教科を修了したるものと認定することを得ること

## 第一節 少年審判所の保護處分

昭和八年中の東京及大阪兩少年審判所の保護處分統計によれば、受理件數一七、三七二件の中審判不開始一一、五五七件にして、保護處分に付せられたる者の中、刑罰法令に觸るゝ行爲をなしたる者の内譯を示せば左の如くである。

	訓戒	保護者引渡	保護團體委託	少年保護司の觀察	感化院送致	矯正院送致	其他	計
男	三一	二、六四	一、〇四	五	八九	一	空	六四、七七
女	一〇	二七四	空	七〇	一	一	四	四三
計	三四	二、六五	一、一〇	九三	一	一	空	九〇五、一八

尙詳細は第四部統計第九表参照

## 第二節 全國感化教育現況

	入院		退院		年度末現在		院外
	命令によるもの	出願によるもの	前年度よりの越員	本年度入院	前年度よりの越員	本年度入院	
計	良好	滿年	疾病	無斷	犯罪	其他	計
男	七九六	一八四	二、〇三	四六一	三、四六三	四四二	六
女	一三三	二	一七九	四	三五八	二六	四
計	九八	一五	二、三〇〇	四〇七	三、八二〇	四六九	七

これを前年と比較すれば、總計において三〇人の増加となつてゐる。生徒の移動状況は左の如くである。

(代用)一、私立一八、計六〇である。而してこれが生徒の數を示せば左の如くである。

種別	院内	院外	計
國立	立	三	三
道府縣	一、六九	六五	二七
國立(代用)	二八	四	一
私立	三六	四	四八
計	二、三〇七	六三	三、四九

## 第三節 少年保護運動

### 少年保護デー

日本少年保護協會では少年法公布の日たる四月十七日をトして

これを「少年保護デー」と唱へ昭和三年以來東京、大阪少年審判所と聯絡をとつて、特に少年保護の必要性を宣傳してゐるが昭和七年よりはラヂオ放送、道府縣關係者の會合、新聞、雑誌、ポスター、ビラ、パンフレット、映畫、講演による宣傳等の方針をと

り、本年はその十週年に相當するので、その記念日として全國的に少年保護デーが行はれた。

**少年保護團體打合會**——九月二十五日、於東京市本所區中川六踏園主方。出席者鈴木少年審判所々長、長澤多摩少年院教官、各保護團體代表者等三十五名。鈴木所長より、少年に對する訓戒は如何にすべきか、有效なる訓戒方法如何につき出題、各意見を交換した。

## 第五章 虚弱兒保護事業

虛弱兒童のための施設は東京における日本榮養協會、兒童愛護會大阪における弘濟會臨海養舍、神奈川の白十字會林間學校、千葉の

日本赤十字社千葉支部富浦海濱學校、長野の上諏訪町兒童愛護會高

山保養所の六ヶ所で收容人員は合計七六二人(昭和六年度)である。

病兒保護施設は昭和六年度において、公設三、私設一四、計一七

て前年と同數である。その收容定員は二三五人で、三〇人以上の收

容定員を有するものは東京の婦人共立育兒會附屬病院、日本赤十字

社產院乳兒科及び恩賜財團濟生會赤羽乳兒院、大阪の日本赤十字社

大阪支部病院乳兒部、愛知の日本赤十字社愛知支部產院乳兒部等である。

虛弱兒童保護施設としては以上の常設的施設の外、最近夏期に於て一週間乃至二週間を限り林間、海濱、高原その聚落を増すものが次第に増加した。昭和六年度に於ける此種夏期保養施設に關しては前年度版本年鑑に之を掲げた。

## 第四篇 社會教化事業

### 第一章 社會教育

文部省は本年四月社會教育に關する重要な事項を調査審議し、社會教育の統制ある發達を圖りその振興を期するため社會教育調査會を設置した。同調査會の概要は左の如くである。

**一、目的** 社會教育施設の體系整備に關する事項及び同教育に關する重要事項につき意見を徵するものとす。

**一、組織** 會長文部大臣、委員本省外四九人、本省内十人(委員は社會教育に造詣深き者及び同教育に直接關係を有する者の中より任命又は依嘱す)幹事社會教育局内課長二人。

**一、會議** 總會及び特別委員會(總會は凡そ毎月一回とし、特別委員會は調查事項等の必要により特に委員を定め、毎月凡そ二回開催するものとす)。

**主要なる附議事項** 一、社會教育の體系に關する件。一、青年教育機關の統制に關する件。一、少年團運動に關する件。一、男女青年團運動に關する件。一、成人團體に關する件。一、成人文青教育に關する件。一、圖書館及び博物館に關する件。一、公民教育に關する件。一、映畫及びラヂオに關する件。

**二、全國教化聯合團體代表者大會**——五月十七、十八、十九日、

東京日本青年館において開催。議案及び決議は左の如くである。

〔協議案〕

一、國際聯盟離脱に關する詔書の御趣旨を徹底せしむるに適切なる具體の方策如何。二、國民更生運動の徹底を圖るに適切なる具體の方策如何。三、中央教化團體聯合會において時局に處する國民申合事項を決定するの件。四、國民精神作興詔書渙發十周年記念施設に關する件。五、中央における教化會館設立に關する件。六、全國各市町村に社會教育專務職員設置の件。七、都市における教化網組織に關する件。八、教化事業の統一とその實行に關する件。

〔決議〕

議案一、二、三の三項に對して——今次帝國の國際聯盟離脱のこととに會し更に難局の加重せるの日、畏くも大詔を渙發せられて國民の嚮ふところを垂教せさせ給へり、聖慮宏遠まことに恐懼感激に堪へず、すなはち聖旨を奉體してこれを徹底せしむるは我徒の責務にしてこれが具體の方途は特に左記事項に則り、躬行示範一層更生運動の強化を圖り非常時國民の訓練に資するをもつて適切なりと認む。

一、指導大綱 イ、大義を字内に顯揚する大國民の襟度を保たしむること。ロ、世局の重大性を認識し舉國振張の秋たるを痛感せしむること。ハ、上下一心、文武恪循、衆庶淳勵、以て國民更生の實を擧げしむること。ニ、正を履み中を執り世局に處して協戮邁往せしむること。ホ、日滿親善の精神を教養し共存共榮以て世界平和の基調たらしむること。二、教化施設 イ、國費又は地

方費を以てする各都市教化専任職員の設置。ロ、市町村教化組織の完成及その機能の發揮、特に經濟更生計畫指定町村における教化の振張。ハ、都市區内における模範的教化町村の設定。ニ、町村及郷土聚落、並に會社、工場、大酒店、アパート、寄宿舎等における月例「教化常會」の設置促進。三、實施事項(略)

議案四に對して——「國家興隆の本は國民精神の剛健に在り」我等はこの聖旨を奉體して策勵奮起同志提携して教化の振興を期し、施設大いに力むるところありたりといへども未だこれに伴はざるを恐る。今やその渙發十週年を迎ふるに當り特に今秋を以て左記事項を實施し、向後更に粉骨碎心聖慮に奉答せんことを期す

一、詔書渙發記念日たる本年十一月十日を期し非常時國民の精神的總動員をなすこと。イ、當日は各戸に國旗を掲揚すること。ロ、當日は府、縣、市、町、村、部落、團體等において神社(佛閣、學校等)に參集し、多摩御陵遙拜式並に詔書奉讀式を挙げ、終つて共同的實行事項等を定めて嚴肅なる宣誓をなすこと(以下略)、二、十一月十日を中心とし前後一週間、教化強調週間とし、精神作興に資すべき適切なる施設を行ふこと。

議案五に對して——その設立の實現を希望すると共にその方法を中央教化團體聯合會の研究調査に一任すること。

議案六に對して——第九回大會の決議に基きその設置促進を希望すると共にその方法を中央教化團體聯合會に一任すること。

議案七に對して——第八回大會の決議に基き更に教化事業調査會において研究を進められたし。

議案八に對して——本件は中央教化團體聯合會において研究せ

らるゝやう希望すること。

緊急動議「共産主義防止に關し本大會の名において決議をなすの件」に對して——我國體と絕對に相容れざる共産主義運動に關し最近の實情に鑑みて更に協力一致その根絶を期すること。

## 第二章 教化事業

### 第一節 隣保事業

昭和五年度における隣保事業數は公設二八、私設八七、計一一五である。事業の種類を大別すれば兒童に關するもの、經濟保護に關するもの、相談に關するもの、一般教化に關するもの、その他であつて事業の性質上教育に關するものが最も多數を占めてゐる。全國隣保事業の内容を示せば左の如くである。

#### 全國隣保事業內容(全國施設一一三團體)

- 一、兒童に關するもの。

託兒所(七七)、兒童保護指導クラブ(二二)、妊娠婦保護(一〇)母子收容所(三)、牛乳供給(一)、貧兒教育(一)、兒童遊園(三)コドモ會(一〇)、幼稚部(五)、日曜學校(九)、少年團(一)、學習會(二)、給食(二)、少年聯業指導(二)。

- 一、經濟保護に關するもの。

聯業紹介(一一)、授產(一八)、簡易食堂(一)、浴場(一)、宿泊(一一)、消費組合(六)、住宅(三)、貯金組合(八)、共同購入(三)信用組合(四)、生業資金(六)、貸室(四)、助葬(三)、無料理髮その他組合(九)。

### 一、醫療に關するもの。

健康相談所(二二)、健康訪問(一六)、救療診療(四〇)。

### 一、相談に關するもの。

人事相談(六八)、法律相談(九)。

### 一、一般教化に關するもの。

労働者教育及公民教育(一一)、教化部(一)、夜學(三四)、圖書室(一七)、市民室(二)、鮮人指導(一)、家政學校(一)、傳道(一)、宗教指導(四)、各種講習會及集會(二九)、慰安會(一)、課外學校(一)、青年クラブ(一)、母の會(一)、裁縫學校(七)、勞働家政講座(二)、矯風(一)、社會クラブ(一)、茶湯(一)、生花(三)、體育(四)、英語教育(一)、科學講座(一)、書道會(一)、救護(四)、出版(四)。

### 第一節 婦人保護

婦人保護施設は僅に一八(昭和五年度)を算するのみでそのいづれも私設にて公設のものは存しない。上記十八施設の經費は一一三、六二四圓にて保護人員は二、八二人である。

## 第三章 融和事業行政及施設

### 第一節 融和事業行政及施設

(1) 國庫補助額

大正十五年

五八五、五〇〇圓

昭和五年

六八六、七〇〇圓

昭和二年

六一七、〇〇〇

昭和六年

五七七、二〇〇圓

同三年

六一七、〇〇〇

昭和七年

四七四、四〇〇圓

同四年

六一七、〇〇〇

昭和八年

五七四、四〇〇圓

本事業のため政府が國費を支出するに至つたのは、大正九年第四十三議會の協賛を経たる五萬圓を初めとして、十、十一の兩年度には二十一萬圓、更に大正十二年度には四十九萬一千圓に増額せられその後逐年増額せられて昭和四年には六十四萬八千圓に達したが、昭和五年度よりは一般的財政緊縮の影響により漸減せられ、昭和七年度は四十七萬四千余圓、昭和八年度は五十七萬四千四百八十四圓に縮少せられた。然るに昭和七年度より時局匡救のため地方改善應急施設費として特に百五十萬圓支出される事となり、八年も同額の支出を見たので豫算總額は百九十七萬四千余圓となつてゐる。

(2) 昭和八年度豫算及施設計劃

## 一、昭和八年度豫算

五七四、四八〇圓

地方改善費總額

(内 譯)

1、地區整理費

2、育英獎勵費

3、地方改善融和機關獎勵費

4、地方改善施設費補助

## 二、昭和八年度施設計劃

1、地區整理（施設內容——（一）既定計劃に基き大正十二年

度より十ヶ年計劃をもつて二十府縣二十ヶ所、一府縣一ヶ所につき實施せる地區整理國庫交付總額一、一二〇、〇〇〇圓、この一ヶ年分四九、六六六圓。

2、育英獎勵（施設內容——中等學校三〇〇人、一人二八三圓餘、八五、一六四圓。專門學校一五〇人、一人五一六圓餘、七七、四二一圓。合計一六二、五八五圓）。

3、地方改善融和機關獎勵（施設內容——中央及地方融和機關に對する獎勵費一〇三、二七五圓）。

4、地方改善施設費補助（施設內容——府縣の施設その他に對する補助一三六、〇四八圓）。

## 第一節 融和事業運動

### (1) 全國融和事業協議會

中央融和事業協會主催、昭和七年度全國融和事業協議會は昭和七年九月十二日、十三日の兩日、社會局大會議室において開催、部落經濟更生運動の實施に關して協議が行はれた。

### 〔決議事項〕（部落經濟更生運動要綱）

#### 第一、運動の趣旨（略）

#### 第二、運動の細領

一、建國の大義に則り舉國一致國難打開に協力邁進する事。

二、部落經濟事情を審にし經濟的自覺を喚起すること。

三、產業の經營を改善し、消費の合理化を圖り、以て新興生活の基本を確信すること。

四、社會共存の意義を明らかにし協同一致の精神を振起すること。

と。

五、自力更生の氣風を振作し積極進取の氣象を涵養すること。

### 第三、運動の方法

一、講演會の開催、印刷物の配布等によつて部落經濟更生運動の趣旨並綱領の徹底に努ること。

二、協議會懇談會等を開き部落經濟更生に関する具體的申合せをなし、又各部落に經濟更生調査會を組織し、部落を主體とする產業經濟計劃を樹て必ず實行實現を期せしむるやう指導誘掖に努ること。

三、講演會、懇談會等を開き產業組合、農事實行組合、商業組合、漁業組合、又は同業組合、労働請負組合等の如き產業經濟機關の設置を奨励し、既設の各組合と共に經濟更生の根幹として積極的に活動せしむべく指導誘掖に努ること。

四、講習會を開き產業經濟に關する指導者を養成し、今回の經濟更生運動の細胞たらしむると共に、今後共直接これが指導に當らしむること。

### 第四、運動の實施計畫

一、中央融和事業協會。

(一)協議會(イ、全國協議會。ロ、地方協議會)。

(二)講習會。

(三)講師、指導員派遣。

(四)印刷物刊行(イ、パンフレット刊行。ロ、講演資料編纂

ハ、融和時報特輯)

(五)資料蒐集。

## 二、地方融和團體の施設。

(一)協議會。

(二)講演會。

(三)懇談會。

(四)市町村融和機關の活動。

(五)青年及婦人融和機關の活動。

(六)各團體との聯絡。

### (2) 國民融和日運動

昭和七年度第五回國民融和日運動は、例年の如く三月十四日五箇條の御誓文喚發記念日を期して全國一齊に行はれた。その運動はポスター、パンフレット等による宣傳、都市における電車乗替券印刷自動車宣傳、映畫館におけるタイトル映寫、新聞宣傳等であるが、特に内務大臣のラヂオ放送を各放送局において中繼全國民に呼びかけた。

## 第三節 融和事業團體

昭和八年における融和事業團體數は全國的團體四、府縣の團體三四で、その他新設の郡市町村その他の團體二五がある。全國的團體の名稱は左の如くである。

一、中央融和事業協會。

二、聖訓奉旨會。

三、本派本願寺一如會。

四、大谷派本願寺眞身會。

尙中央融和事業協會の昭和八年度豫算並に事業計劃を左に掲げて

置く。

一、豫算(經常部)總額七一、七九五圓、特別會計生業資金豫算總額二〇、六一五・〇四圓。

## 二、事業計劃

(一) 調査 (部落の産業經濟、融和の事績、融和教育、部落の起源、沿革、歐洲における同化政策等を調査研究)。(二) 講師派遣、事業研究會 (在京有志會合、隔月一回融和事業に關する理論及實際につき攻究す)。(八) 功勞者選獎。(九) 產業經濟獎勵 (產業經濟の獎勵輔導に關する地方融和團體の施設を獎勵助成)。(一〇) 經濟更生地區の指導 (府縣又は地方融和團體と協力して關係府縣において一ヶ所又は二ヶ所又地區を選びその經濟更生に關する指導誘披)。(一一) 教育獎勵 (高等小學校徒弟教育、補習教育等に關する地方融和團體の施設及青年指導者養成を獎勵助成)。(一二) 印刷物發行 (イ、一般機關誌として月刊「融和時報」を發行。ロ、融和事業研究機關誌として年四回「融和事業研究」を發行。ハ、融和促進に資する小冊子初版四種、再版三種を發行。ニ、昭和八年版「融和事業年鑑」を發行)。(一三) 圖書購入。(一四) 國民融和日の宣傳。(一六) 生業資金貸付 (部落における産業經濟の向上に資するため特別會計をもつて小資の貸付をなす)。



## 第四部（社會事業）統計表

第一表 社會事業施設累年表（第五回統計年鑑ニ據ル）

授職業	統一援般救制助護營營場場堂市食浴質市經營營場場屋場場												昭和五年度末	同四年度末	同三年度末	同二年度末	同元年度末
	經濟保護	公宿	公住	簡公	設泊	設宅	易設	設市	浴市	質食	市經	營營					
醫療保護	施療	結療	精神病	核療	療養	病院	產院	介所	所	所	所	所	三三	三三	三三	三三	三三
實費診療	癲癇	治療	神經病	療養	養	院	院	介	所	所	所	所	六七	六七	六七	六七	六七
	計	紹	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四
													一九八	一九八	一九八	一九八	一九八
													三一九	三一九	三一九	三一九	三一九
													三四三	三四三	三四三	三四三	三四三
													一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
													四四	四四	四四	四四	四四
													三九	三九	三九	三九	三九
													四四	四四	四四	四四	四四





日本勞動年鑑

市道

六、四八四

四、六一六

三、三三七

二五、四九三

四、六一〇

四、九一五

地方債  
市道  
計

府

六、四八四

二六、一〇四

三、三三三

二四、四三三

一四、〇三六

五一、九一九

二三、四六一

町

六、四八四

二六、一〇四

三、三三三

二四、四三三

一四、〇三六

五一、九一九

二三、四六一

村

六、四八四

二六、一〇四

三、三三三

二四、四三三

一四、〇三六

五一、九一九

二三、四六一

第三表（其一）職業紹介所經營主態別數

（昭和八年十二月三十一日現在）

市立  
町立  
村立  
組合立

立

法人  
其他

立

合計

紹業職方地阪大  
内管局務事介

紹業職方地京東  
内管局務事介

德和滋奈兵京大

栢茨千崎神東

計

奈

島山賀良庫都阪

木城葉玉川京

一一一〇四五五七二一二三七四

一四九二〇三五三五二九一七一

一一二一〇二五一〇五一〇一

一〇一〇一四一〇一七一〇一〇一

一七三三二九三三七六四三三四

一一一〇一六六一〇一〇一〇一六

一一一〇一六一〇一〇一〇一五

一一一〇一七三一〇一〇一〇二

一七三三二九三三七六五三三五

一七三三二九三三七六五三三五

紹業職方地森青 内管局務事介		紹業職方地岡福 内管局務事介		業職方地屋古名 内管局務事介紹			
山	青	岩	福	宮	北	計	高
計	海	兒				計	
計	形	森	手	島	城	道	計
表	繩	鳥	崎	本	賀	分	崎
						川	井
						阜	重
						岡	知
						知	
四	三	一	三	二	八	元	二
九	九	二	一	八	三	十	四
七	九	一	一	九	一	三	一
四	一	一	一	一	一	一	四
一	五	五	三	七	吾	二	八
一	一	一	一	一	三	九	二
一	一	一	一	一	四	五	七
一	一	一	一	一	六	三	四
一	一	一	一	一	七	五	六
一	一	一	一	一	八	七	三
一	一	一	一	一	九	八	一
一	一	一	一	一	九	九	二

# 第三表（其二）職業紹介所一般職業紹介數用別表

四月	六五、三五七	五〇、九四八	一〇六、二〇五	八九、七五一	四五、二六二	一三五、一三三	三一、五三〇	二〇、七〇六	五二、三三六	一一七	三九
五月	五九、五八七	四一、六五一	一〇一、二三八	九〇、七五七	四三、三八三	一三四、一四〇	二八、〇三五	一七、七四三	四五、七六六	一一三	三三
六月	五七、五三六	四〇、一七〇	九七、六六六	七八、六五七	三七、九四二	一一七、五九九	二四、一三三	一五、〇一四	三九、一三九	一一〇	三三
七月	五九、九七〇	四〇、〇一四	九九、九八七	七五、八二九	三一、八一六	一〇七、六四五	二八、八〇八	一三、〇二〇	四一、八六六	一一〇	三三
八月	五七、四四〇	四三、九八八	一〇〇、四三八	七一、五〇三	三三、五五九	一〇五、〇三一	三四、四五五	二五、五九八	四五、五四一	一三三	三三
九月	六九、〇一〇	五一、七九一	一一〇、八一	七七、八八七	三八、六一六	一一六、五〇三	二五、三三八	一九、三三一	四五、五五九	一〇九	三三
十月	七五、四四九	四六、四五五	一一一、九〇四	八二、〇三六	三四、三三六	一二六、三二一	三三、〇三〇	二七、六二一	五〇、六四一	一〇三	三三
十一月	八〇、七一八	一三八、一二三	一二八、八四一	九二、八七二	三七、八〇八	一三〇、六八〇	四四、八〇〇	一八、〇九一	六三、九三一	七〇	三一
十二月	六四、四六五	五五、〇〇一	一二九、四六六	六三、一五四	四四、〇〇八	一〇九、一六三	三三、九六四	一九、七四〇	五三、七〇四	六六	三一
昭和八年計	八〇八、〇八六	六四三、九二二	一、四五二、九九八	一、〇〇三、四七三	五三五、八一八	一、五三八、三九一	三七一、三三七	二六一、九六八	六三三、三一五		
昭和七年計	六六、六五二	西八、八〇五	一、三二七、四五九	一、〇一三、四三八	四八九、〇四〇	一、五〇三、四六六	三二一、三一八	三三九、四〇七	五四〇、七三五		
比較増(△減)	一三九、四三四	九五、一〇四	三三四、五四一	△一〇、九五五	三六、七六八	二五、八三三	六〇、〇〇九	三三、九五一	九三、九九〇		

備考——八月分より報告様式改正、就職率は求人總數に對する就職者總數の割合なり

第三表（其三）職業紹介所業態別職業紹介數

（昭和八年）	工礦業	土木建築	商業	農林業	水産業	通輸通信	戸内使用人	雜業	無希望	合計	
求人數	四三、四三九	一〇一、〇二一	二八六、一九三	一八、三四〇	七三、八五三	一九、六七二	三三五、七三三	一六四、七四七	一	一、四五一、九九八	
求職者數	四六五、一六三	九〇三〇	三三七、四四四	一三、九六八	五〇、〇五三	三六、七九七	二八三、九四六	三四九、四一九	七、四八〇	一、五三八、三九一	
登録者數	三三〇、三〇三	六、四五七	六六、二四一	一一、〇三〇	四七、五〇三	一〇、五三七	一〇八、九〇三	七九、四五〇	一	六三三、三一五	
就職者數	四七三	七三八	三六三	八六八	九四九	三八六	三八四	三一九	一	四一四	
求職百に付就職の割合	四七三	七三八	三六三	八六八	九四九	三八六	三八四	三一九	一	四一四	

第三表（其四）日傭労働者職業紹介數月別表

昭和八年	求人數		求職者數	紹介件數		求人百に對する紹介件數	求職者數	紹介件數	求人百に對する紹介件數	求職者數	紹介件數
	男	女		男	女						
一月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
二月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
三月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
四月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
五月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
六月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
七月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
八月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
九月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
十月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
十一月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九
十二月	一、三三、二三六	八六、六三六	一、五九、八七六	一、七四八、六五九	一〇〇、四三六	一、八四九、一〇五	一、四三六、六三三	八六、〇一六	一、五三、六三八	一一一	三九

日本勞動年鑑

六四四

第三表（其五）俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

求人百に對する求職者數	就職者數	求職者百に對する求職者數	月	年
一、九三三	一、三〇六	二、一五六	月	昭和八年
一、九三三	一、三〇六	二、一五六	月	昭和八年
一、八九四	一、二八五	二、一五八	月	昭和八年
一、八九四	一、二八五	二、一五八	月	昭和八年
一、七四〇	一、二五七	二、一五七	月	昭和八年
一、七四〇	一、二五七	二、一五七	月	昭和八年
一、五三四	一、二三〇	二、一五七	月	昭和八年
一、五三四	一、二三〇	二、一五七	月	昭和八年
一、五七五	一、二一七	二、一五七	月	昭和八年
一、五七五	一、二一七	二、一五七	月	昭和八年
一、九〇七	一、一九六	二、一五七	月	昭和八年
一、九〇七	一、一九六	二、一五七	月	昭和八年
一、八六六	一、一七三	二、一五七	月	昭和八年
一、八六六	一、一七三	二、一五七	月	昭和八年
一、八三三	一、一五七	二、一五七	月	昭和八年
一、八三三	一、一五七	二、一五七	月	昭和八年
一、九〇七	一、一五七	二、一五七	月	昭和八年
一、九〇七	一、一五七	二、一五七	月	昭和八年

### 第三表（其六）營利職業紹介數月別表

備考欄八月より報告様式改正、殺到率は求人総数に對する求職者総数の割合、就職率は求職者総数に對する就職者総数の割合なり。

第四表（其一）住宅組合統計（社會局調、昭和八年十一月末日現在）

山和德愛香高福

歌

口山島川媛知岡

國二二六哭四三

五〇

八九四、五八

大佐熊宮鹿兒

分賀本崎島繩

三一九

一九四

四〇、〇四

000,000

第四表（其二）共同宿泊所統計（社會局調）（昭和七年度）

經營主體別箇所數	宿泊延人員			均延人員	宿泊料
	公設	私設	計		
北	一	一〇	一〇	二四、〇三六	人
海	一	一〇	一〇	六四、三三	人
道	一	一〇	一〇	八八、三九	人
奈	一	一〇	一〇	七六五、七五七	人
木	一	一〇	一〇	八九三、八四三	人
城	一	一〇	一〇	一、六五八、六〇三	人
馬	一	一〇	一〇	一三八、二二六	人
玉	一	一〇	一〇	一九、四五九	人
川	一	一〇	一〇	一七三、一五三	人
阪	一	一〇	一〇	一七六、五九九	人
湯	一	一〇	一〇	三四八、七五三	人
庫	一	一〇	一〇	一、六三一	人
大	一	一〇	一〇	一〇〇、四八三	人
京	一	一〇	一〇	二九、九六九	人
神	一	一〇	一〇	二四、二四六	人
兵	一	一〇	一〇	三六四、二三五	人
新	一	一〇	一〇	三三五、二三四	人
群	一	一〇	一〇	二八、七七七	人
埼	一	一〇	一〇	三〇、〇九	人
堺	一	一〇	一〇	無料	人
柏	一	一〇	一〇	一、十二錢二、十五錢三、十錢一	人
芙	一	一〇	一〇	無料一、十八錢十錢十二錢一、三十錢五十錢	人
茅	一	一〇	一〇	八十錢一、十七錢一	人
德	一	一〇	一〇	十五錢一	人
愛	一	一〇	一〇	無料	人
香	一	一〇	一〇	無料	人
高	一	一〇	一〇	無料	人
福	一	一〇	一〇	無料	人

熊 福 愛 德 山 廣 岡 富 福 秋 岩 宮 長 歧 滋 山 靜 愛 三

計

備考——報告未着ノ爲前年度分ヲ掲出セルモノ、東京、愛知、埼玉、岩手

第四表（其三）借地借家調停件數月別表（官報ニ據ル）

昭和八年	受理件數		却下 ニ因ル終了	既	濟
	舊受	新受			
一月	一、三六六	一、三五三	二、六三八	—	—
二月	一、三六八	一、六四四	三、〇八三	—	—
三月	一、三五六	一、八三三	三、一八八	三	一、四三三
四月	一、四〇〇	一、六〇八	三、〇四八	二	一、八九三
五月	一、四五一	一、七四一	三、三九二	一、三七八	一、四九四
六月	一、四六一	一、九四一	三、四〇一	一、七〇八	一、七〇八
七月	一、四九二	一、五九九	三、〇五一	一、六〇六	一、七〇〇
八月	一、五〇四	一、三六四	三、〇九一	一、六三六	一、七〇一
九月	一、五〇八	一、八三六	三、〇九一	一、六〇〇	一、七〇一
十月	一、五七七	一、九〇八	三、〇九一	一、五九〇	一、七〇一
十一月	一、六四一	一、七六三	三、〇九一	一、五八〇	一、七〇一
十二月	一、六四一	一、四一七	三、〇九一	一、五七〇	一、七〇一
合計	一八、五三	一一〇、一三五	三八、六六六	一〇〇、四七	一〇〇、四七

第五表 公設市場統計（社會局調 昭和七年度）

市府縣營	町村營	其他	計	經營主體別施設數		高	上	賣	高
				四六、八六	圆				
四月—九月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十月—十三月	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一
均賣上高	一 六四、九七四	圆	一 六四、四一四	圆	一 六四、〇九七	圆	一 六四、八六六	圆	一 六四、八六六

日本勞動年鑑

卷之三

東京大神宮千葉茨城愛三奈茨新長兵神大京島富石福秋宮長瀬靜愛

京都阪川庫崎湯玉城良重知園智野城坂田非川山取根山

△ △ △ △ △

一四二三一五

六三巽二二三九六八六三巽

一、二三七、四七二  
三、八一四、二三五  
五三九、九〇九  
七〇三、四九一  
一六、三六一  
六、一〇一  
二二、八八一  
一九六、五四二  
二七、七八八  
三、九七一  
一九二、七八八  
八七、七八八  
全、九八一  
一四〇、五五二  
五三、二六一  
八、〇七一  
一三七、二四一  
一一四、九六一  
一〇三、七六一  
一三、八七一  
六三、二九一  
一六七、五一一

八、三五、四六  
二、五三、七六  
二、四六、三二  
一、八三、一五五  
三、一五八、八六〇  
一、八〇、八六五  
八、七三六  
五六、六五〇  
三八一、四〇五  
一一、一〇〇  
五三、五六六  
三九、七三一  
二六八、六三一  
一五八、五三七  
一〇一、〇六三  
一九、五〇一  
一八四、七一五  
二四五、九三九  
一〇七〇、七九一  
一三〇、九一七  
一三四、五四一  
三四八、〇一七

九三、七八  
一一〇、二三〇  
一〇六、一八四  
九〇、二六三  
一六三、二三〇  
一、〇〇八  
四、七二〇  
三、〇三六  
一三七、五七三  
七二八  
二一六、九七七  
三〇、八二一  
三三、三八七  
一三、二一〇  
八、四三一  
一、六三五  
二〇、四九四  
一五、三九三  
一七、二五六  
一、八三八  
一〇、三七八  
二元、〇〇一



日本勞動年鑑

# 第七表 公設食堂統計 (社會局調、昭和七年度)

六五

地名	經營主體別			利用者數		賣上金高		朝晝夜	
	府縣市營	町村營	其他	人	人	圓	圓	人	錢
北海道	—	—	—	三	—	—	—	—	—
東京	四	—	—	三	—	—	—	—	—
京都	二	—	—	六	—	—	—	—	—
大阪	一	—	—	四	—	—	—	—	—
神奈川	一	—	—	一	—	—	—	—	—
長崎	一	—	—	六	—	—	—	—	—
佐賀	一	—	—	四	—	—	—	—	—
福井	一	—	—	三	—	—	—	—	—
山形	一	—	—	三	—	—	—	—	—
新潟	一	—	—	一	—	—	—	—	—
長岡	一	—	—	一	—	—	—	—	—
中越	一	—	—	一	—	—	—	—	—
茨城	一	—	—	一	—	—	—	—	—
栃木	一	—	—	一	—	—	—	—	—
群馬	一	—	—	一	—	—	—	—	—
埼玉	一	—	—	一	—	—	—	—	—
千葉	一	—	—	一	—	—	—	—	—
東京	一	—	—	一	—	—	—	—	—
神奈	一	—	—	一	—	—	—	—	—
奈良	一	—	—	一	—	—	—	—	—
和歌	一	—	—	一	—	—	—	—	—
大分	一	—	—	一	—	—	—	—	—
宮崎	一	—	—	一	—	—	—	—	—
鹿児	一	—	—	一	—	—	—	—	—
沖縄	一	—	—	一	—	—	—	—	—

備考トキ東京、愛知ハ未報告ニ付前年度分ヲ計上ス  
圓以下切捨

日本勞動年鑑

六五四

備考――東京、岩手八前年度分子計上又、圓以下切捨

第九表 少年審判所保護處分統計（官報ニ據ル）

備考——△印ハ他ノ處分ヲ併科シタルモノニシテ外數ナリ

一、保護處分中其他トアルハ校長訓戒、書面誓約ヲハ終結ニアリテハ檢事ニ送致及他人審判所ヘ送致ヲ含ム

第十表 起訴及刑執行猶豫者保護状態調（官報ニ據ル）

(1) 起訴猶豫者、刑執行猶豫者ノ保護状態（昭和八年中）

種別	起訴猶豫	刑執行猶豫	計	前年比較増	
				保護者アル者	保護者ナキ者
男	二一六、〇八一	五、五九九	三三一、六五〇	九九、六四四	二三三、〇〇六
	× 一三、四九一	×	二六、六七一	× 三、四〇七	× 三、五九五
女	三五、六九九	四三九	二六、〇八八	一四、九八〇	二一、一〇八
	×	一、六九七	五、三七六	二六、〇八八	三六、〇八八
計	二四一、七四〇	五、九九九	二四七、七三八	一、五三九	一、七〇九
	×	一五、一七八	三三、〇四七	一四、六三四	一四七、七三六
	×	一三六	一四、六三四	一三三、一二四	一五、三〇四
	×	一、三〇四	九四六	一三、九四六	一五、三〇四
	×	一、三〇四	一三、九四六	一三、九四六	一五、三〇四
	備考	— × 印ハ少年ニシテ内數ヲ示ス			

保護者アル者  
保護者ナキ者  
計

種別	司法保護團體	父 母	兄弟姉妹	其他ノ親族	知己故舊	宗教家	教育家	篤志家	雇傭主	其 他	計	再犯ニ至ル期間		
												一年	二年	
起訴猶豫	（起 訴）	五、八四八	三三	五、九七〇	一、〇四四	三、四七四	一、三〇三	大壹	四〇五	三六	五、九七〇	一、九九六	三、九七四	五、九七〇
	（不起訴）	一六、二三六	五六	一六、八〇四	二、五〇五	九、八一七	三、三四六	一、八七三	一、〇四九	七〇	一六、八〇四	六、八二三	九、九九一	一六、八〇四
刑執行	（起 訴）	五〇三	三	五四	七五	三七	一七六	八三	二三	一五	五一四	二二七	二九七	五一四
猶豫	（不起訴）	五三六	四	三八	八	四一	三	五五〇	三四	三〇八	五五〇	二四三	三〇八	五五〇

種別	男	女	計	較增減	前年比 以内	二年	三年	四年	五年	計	再犯者			
											保 護 者	保 護 者	保 護 者	
起訴猶豫	（起 訴）	五、八四八	三三	五、九七〇	一、〇四四	三、四七四	一、三〇三	大壹	四〇五	三六	五、九七〇	一、九九六	三、九七四	五、九七〇
	（不起訴）	一六、二三六	五六	一六、八〇四	二、五〇五	九、八一七	三、三四六	一、八七三	一、〇四九	七〇	一六、八〇四	六、八二三	九、九九一	一六、八〇四
刑執行	（起 訴）	五〇三	三	五四	七五	三七	一七六	八三	二三	一五	五一四	二二七	二九七	五一四
猶豫	（不起訴）	五三六	四	三八	八	四一	三	五五〇	三四	三〇八	五五〇	二四三	三〇八	五五〇

計	一	起訴	六、三五〇	三四四	六、四八四	一、二九	三、七三	一、三八	七二六	四三八	二七一	六、四八四	二、二三三	四、二五一	六、四八四
再犯當事人	一	不起訴	二六、七七二	共六二	二七、三五四	二、五〇九	一〇、〇五五	三、五一五	一、九五三	一、〇五〇	七四一	一七、三五四	七、〇五五	一〇、三九九	一七、三五四
保護種別	司法保護團體	父母	父 母	姉妹	兄 弟	其他	親族	故知	舊家	宗教家	教育家	篤志家	雇傭主	其他	計
起訴	天	一、一二三	一八〇	三四六	一、一五	一九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
不起訴	一七	三、九六〇	四九九	五六〇	五八〇	五	八	四	四八	八七	二、二二三	三三一	七、〇五五	一	一

